

令和元年 1 2 月 3 日

令和元年第 4 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

令和元年第4回（12月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和元年12月3日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 18名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	教育次長兼指導課長	澤 憲 一	
副 町 長 中口 守可	会計管理者	福井 智淑	
副 町 長 松岡 裕二	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司	
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山 茂雄	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 兼財政推進担当課長	川端 慎也	総務部理事兼 企画地方創生課長	寺田 武司
総 務 部 長 西 啓介	財政改革部理事 兼 税 務 課 長	阪本 隆	
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部 理事兼住民課長	今坂 嘉文	
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事	中谷 博夫	
都市整備部長 家永 淳	都市整備部理事 兼産業観光促進課長	吉田 一誠	
まちづくり戦略室 危機管理監	竹下 雅樹		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木 真澄

議会事務局主査 池田 雄哉

○会 期

令和元年12月3日から20日（18日）

○会議録署名議員

7番 辻下 正純

8番 小川 日出夫

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第4回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○奥野 学議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

7番辻下正純君、8番小川日出夫君、以上の2名の方をお願いします。

○奥野 学議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日12月3日から12月20日までの18日間と決定しました。

これより本日の会議を開きます。

それでは、今期定例会の開会にあたりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和元年第4回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の定例会に、議員の皆様方におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。

そして、本日、辻下正純議員におかれましては、この後、諸般の報告において、永年、岬町議会議員として、地域社会の振興発展及び住民福祉の向上に尽力された功績が、全国町村議会議長会より認められ、永年功労者表彰が伝達されます。誠におめでとうございます。

辻下議員の永年のご功績に敬意を表しますとともに、今後も本町の発展に引き続き、ご尽力賜

りますようお願い申し上げます。

さて、まず初めに、本年も各地で多数の自然災害が発生しており、昨日は神奈川県で大雨・突風による被害が発生しました。

9月には台風15号、10月には台風19号が発生するなど、河川の決壊、土砂崩れ、道路冠水、浸水被害などにより、多数の死者、行方不明者、負傷者をもたらすなど、広範囲で甚大な被害が発生しております。

災害により尊い命をなくされた方、また、住み慣れた家や貴重な財産を失われた方など、被害に遭われた皆様に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げます。

近年の自然災害は、我々の予想の範疇を超える甚大な被害をもたらしております。このたびの台風被害では、住民と行政とのコミュニケーションの重要性が改めて痛感させられました。

また、このような災害のニュースの中においても、日本で開催されたラグビーワールドカップは多くの人々に勇気と感動を与えました。

日本代表の試合では、本町でも住民の皆さんと観戦するパブリックビューイングを行いました。最後の最後まで諦めずにチーム一丸となって闘った選手の皆さんに会場は大いに盛り上がりました。

そして、日本代表のスローガンでもあった「ワンチーム」が流行語大賞に選ばれるなど、国民に多大なる影響を与えました。

本町におきましても、予想できない災害への対応など、課題がまだまだ山積しており、ラグビー選手たちのように、行政と住民、議会、その他関係機関がしっかりとスクラムを組み、「ワンチーム」で連携していくことが大切だと考えております。

議会の皆様におかれましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案につきましては、令和元年度岬町一般会計補正予算（第5次）についてなど、補正予算についてが5件、南海本線と町道海岸連絡線との立体交差に関する橋梁上部工架設工事に係る工事委託契約の変更についてなど、事件案件についてが6件、岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正についてが5件、人権擁護委員候補者の推薦に係る諮問についてが4件、損害賠償額の決定に係る専決処分報告についてが1件。以上、議案16件、諮問4件、報告1件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

○奥野 学議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○奥野 学議長 日程第3、諸般の報告を行います。

11月13日、全国町村議会議長会創立70周年記念表彰式におきまして、辻下正純君が全国町村議会議長会会長から永年功労者表彰を受けましたので、伝達式を行います。

辻下正純君は演台前にお越しく下さい。

(辻下正純議員 演台前に移動)

○奥野 学議長 表彰状 大阪府岬町 辻下正純殿。

あなたは永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。

よって、今回、創立70周年を記念して表彰します。

令和元年11月13日

全国町村議会議長会会長 松尾文則

おめでとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、町長から感謝状の贈呈がございます。

田代町長は演台前にお越しく下さい。

(田代 堯町長 演台前に移動)

○田代町長 感謝状 岬町議会議員 辻下正純様。

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興発展に貢献されました。その功績はまことに顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和元年12月3日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。

○辻下正純議員 ありがとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 ただいま、感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられた辻下正純君より謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

○辻下正純議員 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、全国町村議会議長会長から表彰をいただき、また町長からも感謝状をいただき、まことに恐縮するとともに、大変光栄に思う次第であります。

これもひとえに、私が今日まで30年余りの間、岬町議会議員としての席を与えていただきました住民の皆様、同僚議員の皆様、理事者、職員の皆様のご支援、ご指導、ご鞭撻の賜物と心からお礼申し上げます。

今後とも、町の活性化発展のために、もとより微力な私ではありますが、より一層の努力をしておりますので、皆様の変わらぬご支援、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げお礼の言葉とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 表彰された辻下議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労様でした。

今後とも、よりよい岬町のためによろしくお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○奥野 学議長 日程第4、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 和田勝弘です。

令和元年12月3日、議長の許可を得ましたので一般質問をいたしますが、先だつての関東地方、特に長野県の大豪雨による筑摩川の氾濫で家屋の浸水で被害を受け、また周辺の県でも山間部の斜面が豪雨の流れで大惨事になっております。

犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。また、一日も早い復興をお祈りいたします。

では、1点目から質問をいたします。大阪湾岸道路南延伸について質問をします。

私は、この道路の岬町への延伸は、岬町は言うまでもなく、泉南地域、和歌山、紀北地域においても発展と繁栄、並びに活性化につながるの思いで一般質問を続けさせていただいております。

この大阪湾岸道路南延伸につきましては、本町も参画する関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会において関空への複数アクセスの確保として本年度においても南ルートの早期実現に向

け要望活動を実施されたということですので、その状況をお聞きしたいと思います。

最初に、要望書の内容について質問をします。

6月の一般質問におきまして、大阪湾岸道路南延伸について、より強調した要望書にしてほしいと質問させていただきましたが、要望内容がどのようなになったのかお聞きしたい。よろしく。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

阪神高速4号湾岸線のりんくうジャンクションから南への延伸路線は、大阪湾岸道路南延伸との名称で候補路線に指定されており、関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会において要望活動を行っているところです。

この期成会での昨年度までの要望項目としましては、1、関西国際空港と内陸部を結ぶもう一つのアクセスの早期具体化を図られたい。2、大阪湾岸道路南延伸及び府県間道路の整備を図られたい。3、京奈和自動車道の早期完成及び（仮称）京奈和第二阪和連絡道路の早期事業化を図られたい。4、紀淡連絡道路の早期実現を図られたいとなっております。

今年度の要望活動における要望書の内容につきましては、令和元年5月17日に開催されました同期成会第1回幹事会におきまして、要望項目の2の大阪湾岸道路南延伸及び府県間道路の整備を図られたいの部分につきまして要望内容をより強調するため、大阪湾岸道路南延伸と府県間道路の整備を分けて要望書を作成していただきたい旨、岬町として意見を申し上げ、幹事市の泉南市において調整をいただいたところです。

その結果、今年度の要望内容につきましては、昨年度の要望項目を基本とし、構成市町からの意見により語句の修正を行うとともに、岬町からの意見が採用され、大阪湾岸道路南延伸の早期事業化と大阪府和歌山県間の道路の整備をより協調する形で要望項目として分けて記載されることとなりました。

この要望項目案が8月22日に開催されました同期成会総会において決議され、今年度の要望書として要望活動を行ったところです。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 要望書の内容について期成会において議論され、大阪湾岸道路南延伸がより強調された要望書になったことを理解しました。

次に、関西国際空港連絡ルートと早期実現期成会での今年度の要望時の状況についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度の要望活動につきましては、10月25日に近畿地方整備局、11月14日には中央要望として、国土交通省を初め、地元選出国會議員への要望活動を実施しました。

この要望では、昨年9月の台風21号の影響により、強風で流されたタンカーが連絡橋に衝突し、一時通行不能となったことを受け、関西国際空港と対岸を結ぶもう一つのアクセスの確保の必要性を説明するとともに、大阪湾岸道路南延伸を初めとする関西国際空港周辺地域の交通ネットワークの整備について要望を行ったところです。

要望を受けていただきました門 博文国土交通大臣政務官には関空を中心とした交通ネットワークの構築に向け、地域の声を継続して発信する必要がある。知恵を出して取り組んでいきましょうとお言葉をいただきました。

今後につきましても、同期成会を中心とした要望活動を継続して行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度の要望時の状況について理解いたしました。

要望に際しましては、大阪湾岸道路南延伸についても引き続きしっかり要望していただきたいと思っております。

次に、岬町個別でのこの大阪湾岸道路南延伸についても要望していただきたいとお願いしておりました岬町個別での要望活動の動向についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岬町として、大阪湾岸道路南延伸についての個別の要望活動につきましては、町長が東京出張される場合などにおきまして、岬町として継続的に説明、要望を行っているところです。

先日、10月6日には自由民主党二階俊博幹事長が和歌山市へお越しになられ、面談する機会をいただきました際には大阪湾岸道路南延伸構想を具体化し、和歌山まで結ぶことで大阪府南部と和歌山市との活性化を図ることができるとご説明をさせていただきました。

また、10月10日には国土交通省を訪問し、門博文国土交通大臣政務官に面談をいただき、同じく大阪湾岸道路南延伸の必要性をご説明させていただいたところです。

今後におきましても、岬町として継続して要望を行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 岬町個別での要望活動の状況について理解いたしました。今後も継続して要望を

行っていただきたいと思います。

次に、岬町個別での要望活動に際し、どのような返答をいただいたのかを町長にお伺いしたい
と思います。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 和田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど、担当のほうから説明しましたとおり、10月には二階幹事長、門博文国土交通大臣政
務官と面談する機会がございました。

そこで、大阪湾岸道路の南延伸についての必要性を強く訴えてまいりました。

二階幹事長、また門政務官のお二方とも、大阪湾岸道路南延伸によって大阪府の南部地域と和
歌山市を結ぶことができれば、地域の活性化につながると関心を示されたところであります。

今後につきましても、この南延伸についての事業化に向けて継続して要望してまいりたいと、
このように考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の東京出張の際などの個別の要望活動に活動の様子がよく理解できました。

町長におかれましては、今後も岬町として個別での要望活動もしっかり行っていただきたいと
思います。

これで、この件について質問を終わります。

次に、深日港の再開発について質問をします。

深日港と洲本港をつなぐ航路は、年間40万人が利用する岬町にとって重要な航路でした。

その後、自動車の普及による交通ネットワークの発達や、平成10年の明石海峡大橋の開通の
影響を受け、平成11年には全ての航路が廃止されることになりました。

これにより、深日港周辺のにぎわいは失われたことは皆さんもご存知のことと思います。

この状況を打開すべく、岬町では深日港の活性化に向けたさまざまな取り組みを行っていただ
いておるところです。

その取り組みの一つは、深日港洲本港航路旅客船の再生であります。そこで、本年度の深日港
洲本ライナーの運航等の実績についてお聞きしたい。よろしく。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをします。

令和元年度における深日洲本ライナーの運航につきましては、大阪湾をつなぐ広域型サイクル
ツーリズム事業として、内閣府より平成30年度から3カ年の地域再生計画の認定をいただき、

岬町と洲本市の広域連携事業として2年目の運航を実施したものです。

また、運航につきましては、平成30年度の運航状況、乗船状況を踏まえ、今年度は乗船者の少ない平日及び冬季の運航は行わず、4月27日の大型連休から10月27日までの半年間にわたり乗船者が見込める土・日・祝での運航を行いました。

この期間の運航実績につきましては、深日港発と洲本港発で合計508便が運航し、台風等により62便が欠航となりました。就航率で言いますと89.1%となります。

なお、昨年度の平成30年7月1日から平成31年2月24日までの約8カ月間における土・日・祝での運航では582便が運航し、台風等により42便が欠航となりました。就航率で言いますと93.3%となりました。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 台風等の自然現象により、ある程度の欠航便ができるという中での運航実績について理解しました。

次に、乗船者数の実績についてお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年度の乗船者数としましては9,479人の方が乗船され、うち自転車利用者数は1,057人でした。自転車の利用率としましては11.2%となります。

なお、昨年度の土・日・祝での乗船者数の合計は7,793人で、うち自転車利用者数は1,197人でした。自転車の利用率としましては15.4%となります。

また、今年度の1便あたりの乗船者数は18.7人、昨年度の土・日・祝での1便あたりの乗船者数は13.4人で、今年度につきましては昨年度を上回る方にご乗船をいただきました。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度は大型連休をうまく取り込み、土・日・祝の運航により昨年度を上回る運航実績であったことを理解しました。

次に、深日洲本ライナーの令和2年度の運航計画について質問します。

今年度の運航状況を踏まえ、令和2年度の運航はどうするのかお聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

深日洲本ライナーの運航につきましては、大阪湾をつなぐ広域型サイクルツーリズム事業として内閣府より平成30年度から令和2年度までの3カ年の地域再生計画の認定をいただき、岬町

と洲本市との広域連携事業として実施しております。

令和2年度におきましては、本事業の最終年度として実施すべく、実施期間等の詳細について現在洲本市と協議を行っているところであります。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 令和2年度の運航について、洲本市と協議中であることを理解しました。

引き続き、洲本市としっかり協議をしていただき、より乗船者を増やす取り組みを行っていただきたい。

次に、令和2年度の運航については、クラウドファンディングによる寄附を集めていると聞いております。この寄附が集まらなければ運航できないのか、お聞きしたい。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 和田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度の運航に係る経費につきましては、国の補助金、乗船利用収入、洲本市の負担金、岬町の負担金で行う予定とし、詳細については洲本市と協議を行っているところです。

また、岬町では平成29年度より航路再生を用途目的としたふるさと納税による寄附を募っております。

岬町の負担金部分につきましては、今年度同様、一般会計に負担を求めず、航路再生を応援いただいております多くの方からのふるさと納税を充当する予定としております。

なお、令和2年度の運航につきましては、このふるさと納税による寄附に加えまして、クラウドファンディングの手法を用い寄附を募るものです。

このクラウドファンディングは、ふるさと納税制度に比べ、より寄附の用途目的を明確にし、あわせて深日港の歴史や深日港洲本港航路の再生に向けた岬町の取り組みを広く周知することができるメリットから実施しているものです。

したがいまして、このクラウドファンディングが集まらなければ運航ができなくなるということではなく、しっかり運航計画を立て、深日港洲本港航路の再生に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 運航経費の一部にクラウドファンディングによる寄附を充当するの事を理解しました。

私は、この航路が深日港周辺の活性化はもとより、岬町の発展につながるものであると思い応援しております。

行政の皆さんには、この航路の再生を実現していただきたいと思います。

これで、深日港洲本港航路旅客船の再生についての質問を終わります。

次に、多奈川地域の公共下水道計画について質問をいたします。

令和元年6月議会で質問いたしました多奈川地域への公共下水道の認可区域に係る取り組みについて、再度質問をいたします。

私が長年にわたって要望している多奈川地域の一部区域への公共下水道の認可の拡大及び整備についてご尽力いただいているものと思いますが、今年の6月議会で一般質問を行ったときは、今年度は事業認可拡大の申請を行うため申請書や資料の作成に係る業務の発注を行うとの答弁がありました。業務の発生状況や現在の協議の進捗状況等について答弁を願いたい。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 和田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の多奈川地域の一部区域への公共下水道の認可に係る取り組みについてでございますが、昨年12月議会におきましては、議員ご要望の多奈川地域の一部の区域の事業認可拡大について、今年度、手続を進めてまいりたいと答弁させていただき、今年度、6月議会におきましては、その手続、申請を行うための予算措置をしていることから、今後の予定といたしまして、大阪府関係部局と協議調整を行い、申請を行うための申請書や資料の作成に係る業務の発注を行う予定としていることを答弁させていただきました。

その後、7月18日に設計コンサルタントと業務委託契約を締結し、8月中旬から関係機関である大阪府南部流域下水道事務所と数回、いわゆる事前協議を行うとともに、並行して協議資料等の作成を進め、11月上旬、大阪府南部流域下水道事務所に事前協議図書を提出しております。

今後につきましては、事前協議が完了次第、下水道法に基づく本申請を行い、今年度、下水道法の認可を受ける予定としております。

なお、都市計画法に係る認可につきましては来年度となる見込みではございますが、都市計画法に基づく仮申請、本申請に係る事務手続も進めているところでございます。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 今年度については下水道法の認可を受ける予定と聞きましたが、申請どおり認可されるよう努力を重ねていただきたい。

また、都市計画法に係る許可については来年度となる見込みで事務手続を進めているとのことですが、来年度では許認可の期日はいつになるか不透明ですので、認可の期日を早く明らかにするため、都市計画法の認可手続をスムーズに済ませる努力を重ねていただき、許認可を速やかに

もらい受けていただきたい。よろしく。

これで多奈川下水道認可区域の質問を終わります。

次に、コミュニティバスについてお聞きします。

本町では、人口減少、高齢化が進み、高齢化率も年々高くなっており、多奈川地域でも単身の高齢者が増えている状況です。

高齢者の方の買い物など、移動手段は自家用車を利用される方もありますが、免許証を持たない方は徒歩、自転車、公共交通機関を利用せざるを得ません。

一方、コミュニティバスは平成28年度から町が運行主体となってバス運行事業を継続し、これまで財政状況が厳しい中、住民サービスの向上に努力されてきたということは十分承知しています。

このような中で、多奈川西地区の高齢者の方から、多奈川バス停まで遠く困っているという状況から、コミュニティバスを多奈川西地区まで乗り入れてほしいという要望をいただいております。

多奈川西地区へのコミュニティバス乗り入れについて答弁をお願いします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部理事 和田議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスの詳細な経過等は省略させていただきますが、住民の移動手段を確保するため、これまでバス運行についてのご意見、ご要望をできる限り反映し、満足度の向上に努めてまいりました。

今年度の9月末でのバス利用者総数は6万8,076人で、昨年同時期と比較して約4.4%増加しており、住民の生活に定着してきていると思われれます。

議員ご質問の多奈川西地区のバス乗り入れにつきましては、地域にお住まいの住民の方からもご要望をいただいております。

現在運行しておりますコミュニティバスの路線は、南海バス及びピアッツァ5送迎バスの運行路線を基本に、支線も含め設定されております。

また、バスの運行及び運行管理をバス事業者に委託しておりますが、財政状況の厳しい中で多大な経費を要している現状です。

議員ご要望の西地区への乗り入れには、路線、バス停、運行ダイヤなどについて、運輸局、警察を初め、運行事業者、地域公共交通会議など、関係機関との協議が必要です。

今後、これら関係機関との協議、財政状況を含め、乗り入れについて検討してまいりたいと考

えております。

○奥野 学議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ぜひ前向きに検討し、受け入れてもらうよう強く要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○奥野 学議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長から指名いただきました、大阪維新の会竹原伸晃でございます。

令和元年12月第4回定例会において一般質問をさせていただきます。議長、ありがとうございます。

私自身、自分のライフワークとしまして、一般質問において年4回必ず出させていただこうという中で、6月は産業分野、9月は教育分野、12月は災害対策の分野について、また3月は時事的な話をさせていただくといったことのローテーションをしている中、本12月において防災のことを毎年聞かせていただいております。その観点で、まず、今回は災害の備えに万全はないというテーマで幾つか質問をさせていただきたいと思いますので、理事者側においては明快な答弁をお願いしたいと思います。

質問に先立ちまして、議会として災害にも取り組んでいることがございます。それを少し紹介させていただこうと思います。

本年、議会研修として東北2県を視察研修してまいりました。日程として8月1日に宮城県の岩沼市、名取市。そして翌8月2日には福島県の国見町、新地町。そして8月3日には仙台市、荒井駅のメモリアル交流館を視察して、震災の復興のまっただ中の東北を見てまいりました。

私が議会議員になって、一番最初に東北の大震災、東日本大震災の爪痕も乾かぬまま視察に行かせていただいて、平成23年7月だったと思うのですが、その後、平成24年にも行かせていただいて、そのときは、やはりまだ大きな混乱の中、見させていただきました。

今回、そこから7年経ちまして、8年かな。経ちまして見させていただくと、様々な取り組みの中でいろいろな考えのもと取り組みが進んでおり、やはり、事前にしておかなければならなかったことをできていなかったという反省が各市町で聞かれました。

このようにしておいたほうがよかった、このようにしておくべきだったというお話を学んできました。

具体的な内容につきましては、議会の事務局のところに報告書をあげております。また見ていただければと思いますが。

それにあわせまして、11月6日に大阪府の町村議員研修会において、同志社大学の新川教授により、災害時における議会の役割というテーマで勉強会がございました。

その内容につきましても、議会が災害時に何ができるのかということについて、約1時間少しにわたりまして深掘りする内容でございまして、とても興味のある内容でしたが、実際に何をしなければならないのかということの一つに、地域のための減災ネットワークをつくるということが重要と、そこがとても印象に残っております。

そういった観点の中、私も地元地域の中で防災訓練というのは必要だということで、「防災訓練をして」と地元の方々に言っていたところ、数年前より防災訓練が実施されるようになりました。

本年は、つい先日ですけれども、11月10日に地元地区11区なのですけれども防災訓練があり、地元の住民88名、並びに消防車や消防団、役場の危機管理の方など関係者約十数名を含めて、約100名もの参加者において消火訓練や資機材の展示など、午前中2時間にわたっての活動を行いました。

やはり、これだけ多数の方が参加していただけるというのは、住民の意識は、やはり防災について高いと言いますか、どうなるかわからないことについて、災害について備えておこうという意識は高いのかなと思ったところでございます。

そういった観点から、岬町における自主防災組織の必要性、これをとても重要だと認識した観点から、現在、岬町である自主防災組織の活動状況や新規設立について、まずどのようになっているのか危機管理監に答弁をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

本年度の自主防災組織の主な活動につきましては、各自主防災組織におきまして防災訓練等を実施されております。

私どもが把握しているところでは、5月には淡輪19区、そして12区、14区、18区による合同訓練。10月には北出、若宮地区合同訓練。それから、中孝子地区の防災訓練。11月には淡輪10区、11区の合同防災訓練と15区、20区の合同防災訓練。12月には、多奈川中地区において防災訓練が実施され、多くの住民の参加のもと避難行動や初期消火の訓練、資器材の点検確認などが行われております。

また、向出南地区と淡輪15区、20区では、災害対策マニュアルを策定されております。

自主防災組織の設立状況につきましては、現在61の自治区中46自治区で設立されております。

す。

本町では、平成20年度から自治区単位での自主防災組織の設立を促進しており、直近の平成28年度から平成30年度の3カ年で6自治区で新規設立されております。

本年度につきましては、深日地区の1自治区で設立の動きがありますが、今のところ、まだ新規設立までには至っていない状況となっております。

今後の新規設立にあたりましては、全町的な高齢化やリーダーの不足、また世帯数や区域の広さ、地形、集落の点在性など、各自治区で課題や問題点があり、全ての自治区で自主防災組織を設立することは大変難しい環境にあると考えております。

しかし、災害時は自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、自助、共助が最も重要な要素でございますので、引き続き、自主防災組織設立の促進に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 危機管理監から、明解な答弁をいただきました。その中でも、やはり課題もたくさんあるのかなと感じました。

自治区を中心に自主防災組織を立ち上げていただいておりますが、まだ整理されてないところもあるといったことでございます。

しかし、できていないところを掘り起こすのもそうなのですが、実際にできている自主防災組織においても、やはり数年おきに見直しというのが必要ではないかと考えております。

やはり数年、例えば10年経ちますと住民の顔も、リーダーになる部長さんの顔もそれぞれ変わってきている、その中でうまく引き継ぎできている自主防災組織もあれば、引き継げてない自主防災組織もあるのではないかと感じている中、やはり訓練をすることによって、その辺の見直し作業というのが進むと私は感じています。

その訓練をするきっかけとして、やはり役場からの危機管理部門からの働きかけといたしますか、少し予算面でもこういう援助ができますよとか、こういったやり方がありますよとかいうアドバイスが必要だと感じています。

その一つに、設立時一回だけ交付される設備の資金。自主防災組織用の補助金を一回だけではなしに、やはり活動を頻繁にされているところには2度目交付できるようにしていると、その訓練というのが促進されて、新たな組織に見直されるという観点があるかと思いますが、一度切りではなしに2度目交付できないかということを検討してもらえないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。お願いします。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

組織の見直しの件につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、毎年積極的に防災訓練等に取り組んでおられる組織とそうでない組織がございますが、全ての活動状況を把握できておりません。

そうでない組織であっても活動されている組織もあるでしょうし、区長さんや役員さんがかわっても引き継ぎはきちんとされている組織もあるかと思えます。

しかし、全町的な高齢化は確実に進んでおりますし、安否確認や避難訓練等の実践ができてない組織もあると思えます。

一度、自主防災組織の資器材補助金制度活用の促進啓発、その機会等にあわせて実情等について確認し、その上でその地域に即した自主防災組織のあり方等について再検討していきたいというように考えております。

また、自主防災組織資器材補助金の件につきましては、現在46自主防災組織のうち22組織が補助制度を活用して資器材の整備をしておりますが、まだ半数が活用されていないという状況でございます。

また、昨年12月の一般質問でもご答弁いたしましたが、自主的に組織の予算で資器材を充実されている組織もございます。

これらのことから、当面の間は現行の10万円、1回のみとし、制度の未活用組織や組織設立ができていない地区に対しては補助金制度の活用促進啓発により資器材の整備と自主防災活動の活性化、合わせて自主防災組織の設立も促進していきたいと考えております。

ただし、資器材及び組織設立の促進を進める中で、10万円では資器材がそろわないなどのご意見が多数あれば、補助金の上限額の引き上げや交付回数等についても財政部局と協議してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 最初に申しましたように、災害の備えに万全はないといった観点から、そのように検討していただいているということを前向きにしっかりと進めていただくことを要望いたします。

そして、ポツ2のところに移りますけども、まちと事業者の災害協定を更新されているのかということでございます。

岬町もまち自体ずっと住んでいると、商店が変わってきていると感じています。淡輪の駅前に

おいてもスーパーが撤退し、新たな薬局、ドラッグストアなりトライアルができたりとか、買い物の流れが変わってきておりますが、その事業者とも災害時の協定を結んだらどうかということを一度質問させていただきます。

やはり災害が起こってから、そういう商店と話をするより、前もって災害が起こったらこういうようになるのだということをもっと決めておくということが重要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

まず、本町における災害時応援協定につきましては、現在71の協定を結んでおります。

内訳は、公的機関と9協定、公的機関以外とが62協定となっております。

公的機関とは、主に災害時の相互応援。水道、ごみ処理、し尿処理、林野火災等についての協定となっております。

公的機関以外では、物資供給部門は岬町商工会、岬エルピーガス協同組合、コメリ災害対策センター、大阪いずみ市民生活協同組合と。

医療救護部門は、泉佐野泉南医師会、歯科医師会、泉南薬剤師会と。

情報関連部門は、ジェイコムウエスト、ジュピターテレコム、Yahoo!、大阪ガスと。

ボランティア活動部門は、岬町社会福祉協議会と。

災害復旧部門は、岬町電気組合、大阪府電気工事工業組合岸和田支部。近隣市町の水道関係事業者組合。それと、町内の建設関係の41事業者と。

そのほか、ふるさと基金寄附金の受け入れや避難所における人的支援。要配慮者の社会福祉施設の使用。地図製品の供給等の協定を締結しております。

議員ご指摘のとおり、災害時の応援協定につきましては、協定締結事業者が多ければ多いほど災害応急対策はより迅速に図られ、復旧・復興が安全で安心で確実、多様なものとなります。

今後、新規事業者を含め、多様な分野の事業者等に声かけ等を行い、災害時の応援体制の充実、拡充を図ってまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 当町の危機管理部門におきましては、その担当者というのが少ない中、一生懸命取り組んでいただいている、その姿は目に見えてよくわかります。

その中でも、災害協定というのを進めていくといった中、いろいろな事業者と細部にわたって進めていただければと、このように思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、災害時や避難準備時の情報伝達手段の多様化をという観点で質問させていただきます。

岬町において災害が発生する、その災害対策本部ができるというのは、警報が出たり、台風においては警報が出たりとかいうときであります。職員の皆様におかれましては、緊急時の体制を敷いて参集していただいて、町内のあちこちのエリアを巡回したり、対策に走り回っていただいている、その姿は見させていただいておりますが、住民に対する広報といえますか、周知活動において、防災無線の広報だけでは少し足りないのではないかと感じております。

やはり、台風なりで雨戸を閉めて家の中でもっていると放送が聞こえなかったり、風雨によって聞こえなかったりすると思うのですが、そのときに、インターネットで災害ネットというのを見たり、テレビの天気予報を見たりとかする中で、やはり町の災害対策本部で発信する、その生の情報というのを町民の皆様に知っていただくこと。

例えば、どこどこ道路が通行止めになっていますということをすぐに、瞬時にわかるように、ホームページ等を更新するといったことが必要ではないかと。

災害対策本部の中に広報担当者を置くべきではないかと思うのですが、この点について、危機管理監に答弁をいただきたいと思っております。お願いします。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 お答えいたします。

災害情報等の伝達につきましては、防災行政無線以外では主に町のホームページ、大阪防災ネットから発信しております。

特に、大阪防災ネットでは緊急情報、避難情報、地震・津波・台風等の情報、警報等の気象情報、交通道路、ライフライン情報、府内高所カメラの映像がリアルタイムで発信されております。

現在、本町では情報発信の拡充、多様性を高めるために、町のホームページの改善を行いたいと考えております。

一つは、防災行政無線で発信した内容をホームページに自動配信できるシステムの導入。

二つ目は、容易に大阪防災ネットへリンクできるように画面表示の改善。

それから、三つ目に町のFacebookでの情報発信を考えております。

これにより、情報収集手段が増えるとともに、リアルタイムで情報を知ることができる環境が少なくとも強化できるのではないかと考えております。

しかし、Facebookへの書き込みや大阪府への町の情報報告には手入力する人力が必要でございます。

本町では危機管理体制を強化するため、来年4月から危機管理担当専従職員を1名採用する予定としており、災害情報等の広報を担当する人員体制につきましては、来年度の災害対策本部の配備体制と合わせて検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの答弁、とても前向きでしっかりと取り組んでいただけたと感じました。災害に対する備えに関しまして、より深まった議論ができたのかな。

私も、今後も災害のところにいかかってしっかりと取り組んでいきたいと思いますので、あわせてよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の質問に移ります。町職員の働き方改革についてということです。

働き方改革と国のほうで大きく言われておりますが、働き方改革を導入する民間の事業者というのはとても増えてきており、残業がなくなったとか、さまざまな話を聞きます。

しかしながら、それは民間の話であって、公には通用しないものなのかどうか。それを一度確認させていただきたいなと思って質問の通告をさせていただいております。

一つは会計年度任用職員、これが令和2年度より導入されることが決定しており、その制度において、良い点、悪い点、メリット、デメリットが双方ある中、岬町においてどうなっていくのか。

前回の9月議会において、道工議員のほうから民間委託ということもお聞きされておりましたが、民間委託のほう予算が別に高くなってしまふのだといった答弁もあった中、この、もう目の前に迫った令和2年度会計年度の話、会計年度任用職員制度の導入について、一度、どのようなことなのか担当部局にお尋ねしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員のご質問にお答えします。まず、制度概要につきましてです。

昨今、求められる行政サービスの需要は複雑多様化しております。その行政需要に対応するため、正職員の補助として全国の地方自治体で働く臨時・非常勤の方々は増加傾向にあり、さまざまな行政分野において地方行政の重要な担い手となっております。

しかしながら、臨時・非常勤の方々の任用要件や勤務条件などが地方公共団体によって取り扱いが異なり、また、各種手当や休暇制度などの処遇については正職員と比べて大きな格差がございます。

このような状況を受け、地方公務員法等の改正が行われ、令和2年4月から会計年度任用職員

制度の導入がされることとなりました。

本制度の概要としましては、これまで任用根拠が不明確であった臨時・非常勤職員は一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職であり、非常勤の地方公務員として位置付けられる会計年度任用職員として任用され、任用根拠の明確化が図られることとなります。

この会計年度任用職員は2種類に区分され、勤務時間が正職員と同一であるフルタイム会計年度任用職員、それより勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員に分けられます。

また、公正な待遇確保の観点から法の改正に準じ、給与面では地域手当、期末手当、退職手当などの諸手当が支給可能となり、再度の任用がなされた場合、昇給も可能となります。

加えて、休暇制度の拡充も大きな目玉となっておりますが、懲戒処分の対象に含まれるなど、正職員の補助とはいえ、これまで以上にその職に対する真摯な姿勢や正職員に準じた服務規律も求められます。

以上が制度の概要でございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、理事者側による説明をお聞きしました。

制度というのは出ておりますが、その中で、メリットとデメリットというのを合わせてお聞きしたいと思います。続けてお願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員の質問にお答えします。

まずメリット、効果につきましてご説明します。

本制度の導入による効果としまして、本制度導入の趣旨であります臨時・非常勤職員の方々の処遇が改善されることであります。

先ほど、概要でご説明申し上げましたが、地域手当や期末手当、諸条件ございますが、退職手当等の諸手当の支給が可能となり、基本給の設定時に給与水準の見直しが行われ、同一労働、同一賃金ガイドラインに沿った運用が求められていることから、正職員との均衡が図られた取り扱いとなります。

これにより、臨時・非常勤職員の方々の年間を通じた収入増加が見込まれると考えます。

各種手当の支給以外にも、これまで本町の臨時職員には年次有給休暇と生理休暇のみ付与しておりましたが、制度導入後は正職員に準じた休暇制度とすることが求められていることから、国の非常勤職員の休暇制度を参考に、夏季休暇や特別休暇などの休暇制度についても充実が図られるよう検討しております。

本制度導入により、正職員と臨時職員、臨時・非常勤職員間の公正な待遇が確保され、臨時・非常勤職員がこれまで以上に地方公共団体で働くことの責任感が増すことが期待されております。

以上が、本制度導入による臨時・非常勤職員の方々に対する処遇改善の効果、メリットと考えております。

それから、デメリットのほうですけれども、先ほどご説明しましたとおり、本制度導入により、給与水準の見直しや期末手当などの各種手当が支給されることとなります。

これにより、総人件費が増加し、厳しい財政状況が続く本町において大幅な財政負担が生じることは非常に厳しい課題であると考えております。

デメリットに関しては、財政的な負担ということでございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 メリットについて、効果について、デメリットというか、課題についてお聞きしました。

一番大きなのは財政的な負担ということをお聞きしまして、当然ながら財政的な人件費、総人件費をそのまま置くと、雇い入れられる人数が減り、仕事量というのも一人あたりに換算すると増えてくるのではないかと。やはり、責任も重いかわりに業務が多忙になってくるのではないかと。

それを勘案すると、普段から手いっぱいな職種といますか、窓口等々もある、その均衡をしっかりと見定めて、できるところはできる、できないところはしっかりと拡充していくように求めてまいりたいと思います。

幾ら財政が厳しいからといって、会計年度職員に無理をさせるようなことがあれば本末転倒なことになりますので、しっかりと見定めていただきたいと思います。

この効果と課題を出していただいた中、今後、どのように対応していこうとされているのかだけ、あわせて答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員の質問にお答えします。

制度導入により、本町において大幅な財政負担が生じるのが課題とされておるところでございますが、この課題につきましても、本町だけではなく全国の地方公共団体において同様の課題が懸念されているところです。

また、各地方公共団体において人件費の財政上の負担増が明らかに見込まれるにもかかわらず、国からの交付税措置など、具体的な財政支援は現時点において示されておりません。

これらを踏まえ、全国的な動きとして令和元年7月2日の全国町村会において、令和2年度政

府予算編成及び施策に関する要望の重点事項の中に、会計年度任用職員制度導入における期末手当等の支給に関して、十分な地方財政措置を講じるよう国に要望しております。

この要望は、全国市町村会においても同様に実施されております。

また、大阪府町村長会、市町村会においても、大阪府に対し令和2年度大阪府の施策並びに予算に関する要望の中で、制度導入後においても、引き続いて各市町村の実態を踏まえた財政措置について、十分配慮するよう国に働きかけることを要望してるところでございます。

本町としましても、全国的な動向を注視しながら、全国町村会や大阪府などを通じて財政措置に関する組織的な要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、要望活動だけではなく、本制度施行に向けてしっかりと職の精査を行い、人員配置や勤務形態などの見直しを行いながら総人件費の抑制に取り組んでいくとともに、円滑な行政運営と、よりよい住民サービスの提供につながる人員配置に努めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 よりよいものにしていただけるよう重ねて要望したいのと、そもそも働き方改革を進めるに当たって、一つ重要なことは、やはり岬町で働いてくれる、その職員を確保するためにいい人材を集めていく。

そのために、やはり職場の環境がいいものだ、正職員並びに会計年度任用職員においてもいい人材に来てもらえるように制度をしっかりと活用していただけるようよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、その観点から、現在、増えてきましたフレックスタイムという働き方について、どうであるかお聞きしたいと思ひます。

大阪府下でも、ある自治体がフレックスタイムを導入して働き方改革に取り組んでいるといったことをお聞きしました。

大きな自治体なのでできることであるのかなとは思ひつつ、岬町では岬町のやり方があるのではないかとといった関係で質問させていただきたいと思ひます。

フレックスタイムの内容について答弁いただけませんか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員の質問にお答えします。

フレックスタイム制とは、現行では午前9時から午後5時半までとなっている1日の勤務時間を固定せず、1カ月などの一定期間の総労働時間の範囲の中で職員みずから各勤務日の勤務時間を自由に決定できる変形労働時間制の一つでございます。

例えば、1日のうち午前10時から午後3時までなどの必ず勤務をしなければならないコアタイムと、その前後である午前8時から午前10時や午後3時から午後8時までなど、その時間帯であればいつでも出勤、退勤してもよいフレキシブルタイムを定め、1カ月の総勤務時間で管理運用する制度となります。

国家公務員は平成28年4月からフレックス制度を原則として一般職に適応できるよう制度拡充がされております。また、先進事例として、今年の10月から寝屋川市で自由な働き方からより柔軟なサービスが生まれるという考えのもと、コアタイムを導入しない、午前8時から午後8時までの間で勤務時間を自由に選べる、完全フレックスタイム制が全国の都道府県市町村で初めて導入されました。

概要につきましては、以上でございます。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 そこまで調べていただいておりますが、この点について、我がまちに導入できるかどうか、これについてもメリット、デメリットといたしますか、効果と課題があると思いますが、その点はどのように認識されておられますか。

○奥野 学議長 まちづくり戦略室理事、廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 竹原議員の質問にお答えします。

フレックスタイム制を導入する効果としましては、働きたい時間帯を希望できるため、業務効率の向上が期待されております。

また、事情があって通常の労働時間では働けない優秀な人材の確保や、流出防止につながられる可能性もあり、自身や家庭の都合に合わせた自由な勤務が可能となることから、ワークライフバランスの向上にも役立つと言われております。

遠距離通勤や通勤ラッシュを避けたい職員にとっては一定のメリットがあるのではないかと考えております。

また、今考えられるデメリットとしまして、課題のほうですが、担当者不在による住民サービスの低下、それから、職員間でのコミュニケーションが希薄化するリスク、また労務管理も複雑になり、各課のサービス残業につながる恐れもございます。

ほかにも、職員は管理職の管理監督のもとで業務を行い、問題発生時には管理職の対応が求められます。

制度導入により、管理職が出勤していない場合、問題の早期解決が行えないことも考えられることから、住民サービスへの影響が懸念されるところでございます。

フレックスタイム制の導入に関しましては、引き続き調査検討してまいりたいとは考えますが、慎重に検討すべき課題も多く、現時点での制度導入は難しいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 メリット、デメリットといった観点から現時点での制度導入は難しいと、当然、そのような回答になってくるのかなと思いますが、世の中、どんどんと進んでいまして、例えばコンビニエンスストア、これはもう24時間あいていて当たり前だという時代から、働き手のいない、お客さんの少ない深夜の営業はやめていこう。ファストフードのお店もそうですね。

そういうように変わっていった中、行政としても、サービスを今のまま存続できるのかという問題で、大きな市町であれば次々とお客さんが来ていろいろな対応を求められる、それはわかるのですが、我がまちにおいて、その部署にもよりますが、部門部門にもよりますが、めったに来ない部門においては相談の業務を何時から何時というように区分するとか、その窓口業務一つにおいても、相談業務においてもいろいろな可能性を求めて精査していかないと、この時代には乗り切れないのではないかと、このように考えております。

難しいで片づけては元も子もございませんので、その点、自由な発想の中、岬町なりのいいやり方を探していただきたい、このように思っております。

この点については、以上で質問を終わります。

三つ目の質問に移ります。最新技術、楽しい岬町へ。

なかなか岬町において、楽しいというか、明るい話題というのは少ないと感じております。今年の当初から、みさき公園の南海の撤退においてという話題、議会でもいろいろお話しさせていただいておりますが、やはり、何よりも楽しいまちづくりという観点で取り組んでいかなければ、未来は暗いと思いながら取り組むのと、やはり、未来は明るいと思って取り組むのでは少し違うなというように思っております。

その中で、私の所属する大阪維新の会のメンバーが、ある町を視察に行った話の報告を聞きました。

それは、兵庫県姫路の上のほうにある福崎町といった町です。福崎町で何をしているかという点、AR、VRとも言いますが、拡張現実を使った町おこしをされておられました。

その町は、地方創生の社会資本整備総合交付金というのですか、国から40%出る交付金を使い、町の至るところでスマホをかざすと妖怪が出てくるという町です。

各テレビで取り上げられ、結構、有名になっていると思いますが、見られた方もあるかも知りませんが結構そのシステムを導入することによって町へ来る観光客の数が増えているといった

報告があります。

データによりますと、導入前の平成24年は23万人であったところ、現在41.8万人、82%ばかり増えております。

その仕掛けを考えられたのは町の町長とその職員であって、町の商工会なり地域で活動しているものも巻き込んで町の売り上げに寄与しているという報告でございました。

その話を私が聞いてハッと思ったのは、このAR技術を使ったら、岬町で岬町なりの取り組みができるのではないかと思ったのです。

というのは、みさき公園であるように、みさき公園、動物園にある動物というのを取り上げて岬町のあちこちでスマホをかざすと動物が出てきていろいろなコマーシャルをしてくれるといったことを導入されてはどうかと思いついたところでございます。

その点について、一度、町として考えていただけないかというのが今回の一般質問でございますので、担当部局のものにどのように考えておられるのか、それだけご答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

AR、すなわち拡張現実とは、実際の景色、地形、感覚など、現実世界にコンピューターを使ってデジタル情報をつけ加えるものでございます。

一般的には、現実世界とそうでないものが結びつけられる、利用者の動きなどにリアルタイムに反応する、立体的に位置合わせなどがなされていることの三つの条件があると言われております。

例えば、人気スマホゲーム、ポケモンGOのような二次元のキャラクターがまるで目の前にいるようなことができたり、また、部屋の中に実寸大の家具や家電のCGデータを表示させて配置をシミュレーションするようなことができます。

このような特性を生かし、ヘッドアップディスプレイ型カーナビやパーキングアシストなどの自動車関連製品などで使われているほか、スマートフォンを活用したアプリやポケモンGOのようなゲームが製品化されております。

行政関係では、観光地にAR技術を使ったパネルやポスターを設置したり、観光アプリを開発し、地域活性化につなげている事例もございます。

このような状況を踏まえ、本町といたしましても、将来的な活用を見据えた上で観光誘客にどのように生かしていくか、また、歩きながらの利用を防止するなど、安全対策を含めた受け入れ

環境整備や効果検証をどのように行ったらよいかといった課題を検討しながら、ARを初めITを活用した新技術を調査、研究してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほど答弁の中にもありましたが、ポケモンGOというゲームでございますけども、びっくりするところにびっくりするほどの人間が集まって、無言で何かを作業しているときがあります。

城跡とか神社とかになぜこの人たちが集まっているのだろう、自転車で来られている方もあれば、リュックを背負って来ている方もあって、なぜだと聞くまでもなく、もうものが終わったら解散して行って、見ている者があつけに取られるときもございます。

そういうのがARだったのだなと後で気付くのですが、岬町はその、先ほど提案させていただいた動物の町でもございますし、逆に言いますと、隣の阪南市、泉南市、泉州地域においてもできない、岬町にしかできない取り組みだとも思いますし、初期導入費用等々は現在とても低廉な価格になってきておりますし、地域にもそのようなことに取り組んでみたいといった事業者も多々あるようにも感じております。

岬町に暗い話題だけではなく、来ていただいた方に喜んでもらえるような施策をどんどんと研究していただいて、町を楽しい方向へ進んでいただけるよう、まちづくり部局並びに全職員の皆様をお願いを申し上げたいと思います。

私の一般質問は以上にて終了いたします。ありがとうございました。

○奥野 学議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

本日の質問は、住民福祉の向上と岬町の発展のために前向きな議論をしていきたいと思っておりますので、答弁される方におきましては、住民にわかりやすい言葉で、また聞き取りやすい言葉、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず1点目の、まちづくりエディターについてお聞きします。

現在、岬町には2名のまちづくりエディターが活動していると聞いております。

そもそも、このまちづくりエディターとは何か、そして、どんな方がどんな活動をしているのか教えてください。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

まちづくりエディターは岬町版の地域おこし協力隊で、地方創生推進交付金を活用して、平成30年6月からスタートした事業でございます。

現在、神奈川県川崎市と和歌山県和歌山市出身の男性2名が岬町に住民票を移し、まちづくりエディターの活動に従事しております。

活動は週4日、任期は1年更新で、最長3年間となっております。

多奈川駅前の空き家であった元旅館を整備したまちづくり交流館を拠点としまして、空き家の利活用、移住者支援、農漁業の活性化という三つの課題に取り組んでおります。

また、地域の方との交流を深めるとともに、活性化を図るため、まちづくり交流館を活用したマルシェやシルバー人材センターと連携した朝市、ワークショップ等も開催しております。

イベント開催前には、まちづくりエディターから連絡箱に資料を投函し、議会議員の皆様に対しても周知させていただいております。

昨年度はDIYワークショップや、ミサキノまち歩きなど、合計41回のイベントやワークショップを開催し、634名の方にご参加いただきました。

今年度は10月までの集計とはなりますが、ミサキノ酒場やマルシェ、料理教室など合計27回のイベントやワークショップを開催し、2,000名以上の方にご参加いただいている状況でございます。

さらに、本町の飲食店等の起業を促進するため、まちづくり交流館では貸館事業も行っております。

飲食店開業希望者を募り、試験的な営業を行い、現在、カフェの開業を目指す2組の方とともに取り組みを進めておりまして、毎月第2週目と第4週目の火曜日から木曜日にかけて「おふくわけ」という店舗が、毎週金曜日に「ひいろ」という店舗が営業しております。

今後も引き続きまちづくりエディターと連携し、地方創生、地域活性化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁の中で、1人は神奈川県の川崎市から、もう1人は和歌山市から、これは岬町のまちづくりのためにわざわざ移住をして、そして岬町の活性化、まちづくりのために活動しているということでした。

これは何とありがたいことかなというように感じます。それまでの自分の経歴、生活を全て捧げてといたしますか、それを置いて岬町に来て、岬町のまちづくりに取り組んでいるという方々で

ありました。

その活動内容、これも去年から、去年1年間は、今言いました41回のイベントをした。それで634名が参加したと。

今年度はまだ10月までですから、まだ半年ぐらいですよ。その間に27回のイベントを行って2,000名以上参加されたと。大変、内容の濃い、素晴らしい活動ということがわかります。

しかも、このような活動は今まで岬町でやったことのない、全て新しい試みであると思います。内容を聞けば聞くほど素晴らしい試みだと感謝しております。

ただ一つ残念なことに、このエディターの活動というのは余り一般的には知られていないという現状があるのではないかと思います。

イベントの開催予告、あるいはその結果報告など、もっと積極的に、大々的に、これはまちぐるみ上げてこのエディターの活動を応援すべきではないかと思います。今後、そのエディターの活動、もっともっと住民に知らせるために、是非とも広報なども検討してください。

それから、また今の話の中でエディターの任期は1年であると、1年更新で最長3年と説明がありました。

昨年6月に就任とありましたが、就任してから1年6カ月が経過しましたが、そのエディターの今後についてはどのような予定になっているのでしょうか、お答えください。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

まちづくりエディターの任期は、先ほどもご説明させていただいたとおり1年更新で、最長3年間となっております。

当該期間のうちにまちづくりエディターのミッションに取り組みながら、町内で起業してみずからの生業づくりも行っていくこととなります。

現在、まちづくりエディターは将来の生業づくりに向けた活動として、空き家を活用したカフェの開業や町内での野菜栽培の事業化に向け取り組んでおります。

まちづくりエディターの生業づくり、起業が実現することで、町内に新たな事業者が生まれ、雇用の創出にもつながってまいります。

例えば、和歌山県の田辺市では起業する人材の育成を目指した地方創生の取り組み、たなべ未来創造塾の取り組みを行っております。

本町でも、今後生業づくりに向けた人材育成の取り組みを検討し、まちづくりエディターの取

り組みとリンクさせ、生業づくりのサイクルを循環させていくことで、移住者や関係人口による本町での起業の仕組みづくりを行い、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上を踏まえ、まちづくりエディターの生業の実現に向け、最大限の支援を行いながらともに取り組んでまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 エディターの今後は、岬町内で起業を目指すと、事業を起こすという答弁であったと思います。

このエディターの起業実現に向けてはしっかり支援をしてほしいと思います。

また、私自身も自分の立場でできることを精いっぱい応援していきたいと思います。

次の質問です。今年度から岬町も地域おこし協力隊に関する国からの財政支援の対象地域になったと聞き及んでいます。

この制度の導入について、どのように考えているかお答えください。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町は今年度から地域おこし協力隊に係る経費の財政支援を受けることが可能となりました。

大阪府内では本町のほか、千早赤阪村、能勢町、豊能町が対象地域となっており、千早赤阪村に2名の地域おこし協力隊が着任しております。

また、航路運航事業で連携している淡路島の洲本市では、年々地域おこし協力隊制度を拡充し、現在4名の地域おこし協力隊が活動しております。

さらに、隣接する和歌山市の加太地区でも地域おこし協力隊1名が今年度から着任し、空き家に関する取り組みや企業のコーディネートに取り組んでいると聞いております。

持続可能なまちづくりのためには、取り組みを担う人材が最も重要となっております。

地域おこし協力隊として新たな人材がまちに流入することは、まちの活性化、ひいては、まちの課題解決にもつながります。

また、外部から本町に移住することが条件となっておりますので、制度を実施することで、わずかではございますが人口の増加にもつながります。

岡山県の西粟倉村では、起業や地元企業での研修など、地域おこし協力隊を地域での仕事づくりに特化して活用しておりまして、25名もの地域おこし協力隊が配置されていると聞いております。

また、大阪府内で導入している地域は千早赤阪村のみとなっており、他地域との差別化を図る特色ある事業を展開することが可能であると考えております。

このように、地域おこし協力隊につきましては、各地で地域課題の解決に向け積極的に活用されている制度でございます。

このような状況を踏まえ、本町におきましても地域課題の解決に向け、地域おこし協力隊の導入について積極的に検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 国の財政支援で、岬町の地域おこし協力隊の従事する人を国の財政支援で賄えるという支援制度ができたこと、岬町もその対象地域になったという話でした。

ということは、もっともっと岬町を活性化しよう、岬町の今ある課題を解決していこう、そういう仕事に専属で専従できる職員を国のお金で雇えるという意味だと思います。何と素晴らしい制度かなと思います。

この制度があって、岬町も今年度から対象の地域になったこと、あとは市町村がそれを導入するかどうかという判断になっているというように理解しております。

大阪でも既に千早赤阪村で地域おこし協力隊2名が着任している。隣の和歌山市加太でも今1名が着任しているとありました。深日洲本ライナーで結ばれている淡路島の洲本市、ここでは4名が着任していると。そして、岡山県では25名の地域おこし協力隊が配置されていると。

現在、岬町には2名のエディターという方たちがおりますけど、それが25名にもなったら、どんなに岬町が変わってくるのかなと思います。

しかも、その採用した人件費、経費、費用について国が見てくれるということであるのですから、ぜひこれは導入して進めていきたいというように思います。

ただいま、担当部長からは地域おこし協力隊の導入について、積極的に検討してまいりたいという答弁でありました。

町長のお考えはいかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員の質問にお答えいたします。

先ほど担当のほうから説明あったように、現在、やっているエディターについては、相当地域の発展のために空き家を活用して努力していただいている、この結果がもう既に出ております。

そういった中で、今後の地域おこし協力隊、そういった事業については今、担当の説明にあったように引き続き検討してまいりたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 現在、岬町では行財政改革のもと、職員数が減少し、日常業務を遂行するにも臨時職員の応援がなければ遂行できない、そういう現状があります。

そういう現状で見ると、まちの発展、あるいはまちづくりの新しい試み、そういう活動、仕事をする余力がどこにあるのかと思うのですよね。

現在いる職員の中で誰がそれを牽引してやるのか。また、そして町の課題を解決する、あるいはまちづくりをしていく、町の将来の発展を見据えて活動していく、そういう大事な、重要な仕事が果たして兼任でやっていけるのかなと思います。

非常に大事なこれはポジションかと思います。これは、ぜひ専従としてこの制度を導入して地域おこし協力隊というのを導入して行ってほしいと思います。

議長、ここで一旦、区切りがいいのですが、どうしましょう。

○奥野 学議長 一般質問の途中ですけれども、坂原議員にも確認したいのですが、暫時休憩したいと思いますが、ご了解いただけますでしょうか。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、次に大きな2点目の質問です。

新教育長に問うと題して、主に古橋新教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

まずは、古橋教育長、このたびは教育長へのご就任おめでとうございます。

岬町の将来を担う大切な私たちの宝物である子どもたちの心身とも健全なる成長のためにご尽力されることを切に願うものであります。

初めに、小学校の統合について、この件について、私は過去から前教育長の時代からずっとお尋ねをしてまいりました。しかし、一向に前向きな回答もなく、任期満了で終わってしまいました。

前教育長から、どのような引き継ぎをお受けしているのかわかりませんが、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、岬町における過去3年間の児童、生徒数の推移はどうなっているのかお答えください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、小学校の児童数の過去3年間の推移についてご説明させていただきます。

毎年5月1日を基準とします学校基本統計に基く小学校の児童総数ですけども、平成28年度は612名、平成29年度は582名、平成30年度は575名となっております。

中学校の生徒数につきましては、平成28年度は399名、平成29年度は369名、平成30年度は329名となっております。

○坂原正勝議員 今年の。

○澤教育次長 今年度分につきましては、小学校の総数は539人、中学校の生徒数につきましては315人となっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 小学校、中学校とも年々生徒数、児童数が減少しているということがわかります。

小学校では平成28年は612人とありました。令和元年では539人、ざっと1割以上減少しているという計算になると思います。

中学校では、平成28年は399人、令和元年が315人、ざっとこれも2割以上減少しているようになると思います。

町内には三つの小学校がありますが、この三つの小学校のうち、二つの小学校では1年生から6年生まで全学年が1クラスと聞いております。

また、その中でも特に1学年全体の人数が9人、あるいは6人という学年もあるというように聞き及んでいます。

そんな中で、ある小学校では複式学級の研究を始めたともお聞きしました。

複式学級というのは、その学校で二つの学年、例えば1年生と2年生、学年全体合わせて16人以下になると、二つの学年で一つのクラスにするということだと聞いております。

この複式学級というのは、主に離島、離れた島など、僻地学校に多く見られると。

その離島などで周辺に学校がないという場合はそういう複式学級であるらしいですけど、岬町には近くに学校があるのですよね。その学校一つしかないというわけでもないのです。

にもかかわらず、複式学級というのもどうかと、ちょっとなじまないのではないかと思います。

また、今、小学校、中学校、人数がありましたけど、もう少し詳しく見てみますと、これは別の資料で私ちょっと調べてお聞きしたのですが、各学年別の人数が出ております。

中学校では3年生が119人、2年生が95人、1年生が101人となっております。中学校全部で315人。

小学校は3小学校合わせて町内全域、6年生が99人、5年生104人、4年生が84人、3年生が81人、2年生94人、1年生が77人となっております。

ますます今後人数が減っていくというのは、この数字を見ても明らかだと思うのですね。

1学年9人、6人というその環境が果たしてその子どもたちにとって教育環境がいいのか悪いのか、少人数のメリットというところもあるでしょうけども、本当にそれだけなのか、そうでいいのかというところ辺が非常に危惧されるところであります。

子どもたちの心身ともに健やかな成長のために、小学校の統廃合の検討をする、その機は熟していると思いますけど、古橋教育長のお考えはいかがでしょう、お聞きします。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 坂原議員のご質問にお答えをいたします。

本町におきましては、現在、地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考え方のもと、地域の特色や小規模校のメリットを生かし地域とともにある地域に開かれた学校づくりの推進に取り組んでいるところでございます。

岬町の場合は議員ご指摘のように少子化も進んでございます。少子化が進む中における小規模校への対応といたしましては議員ご指摘の小学校の統合、また小中一貫校、通学区域の変更や義務教育学校などが挙げられてございます。

教育委員会といたしましては、教育委員会会議を通じて今後の子どもの教育環境のあり方についてしっかり議論をしてまいりたいと考えてございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 教育委員会としっかり議論を進めていくという答弁でしたけども、今の答弁の前段で、地域の子どもは地域で育てるとありました。これ、よく耳にするのですけど、どうも私はこの言葉の意味がもうひとつわかりにくいのですけど、地域の子どもは地域で育てる、これは具体的にどういう意味でしょうか、お答えください。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 坂原議員のご質問にお答えをいたします。

地域の子どもは地域で育てるという基本的な考え方のもとで今、学校運営を行っているところ

でございます。

したがいまして、地域におられる子どもさんについては、地域の住民の方々に見守られながら、その地域の中で勉強や学校生活を送っていただくというのが今現在の基本の考え方でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 それはよくわかるのですよ。現に小規模校でP T Aが、保護者が生徒、児童に寄り添って一緒に活動を進めていると、よくわかります。それと統廃合とまた別問題だと思うのですけどね。

地域の子どもは地域で育てるから一つにできない、一緒にできない。でも、中学校はしていますよね。中学校は町内で1校しかないのですよ。別に地域で育てているわけでもないし、と思うのですよね。

この辺で、本当に子どもの立場に立って教育環境のあり方というのを真剣に議論を進めてほしいと思います。

次の質問も小中一貫校だったのですが、これは同じような答弁になると思うので質問は簡単に終わらせようと思うのですけど。

今、児童生徒の人数が減少していくという話がありましたけど、ここで私の言う小中一貫校というのは、要するに3小学校全て中学校に統合して小学校と中学校、小中一貫校にするということも選択肢の一つではないかということをお願いしたかったのですね。先に教育長から答弁してくれましたけど。

ここで言う小中一貫校というのは、文部科学省が平成28年から進めているもので、小学校6年、中学校3年、この9年間の義務教育を4年と5年や、あるいは4年、3年、2年に区切るなど柔軟な教育が可能で、地域の状況に応じて市区町村教育委員会の判断で設置することができるというものですよね。

これも、市区町村の教育委員会の判断で設置できるとあるのだから、それもしっかりあわせて選択肢の一つとして議論を進めてほしいと思います。

次に、給食調理場効率化についての質問に移ります。

初めに、過去3年間の給食調理数と施設の修繕費の推移を教えてください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、給食調理食数の過去3年間の推移についてご説明させていただきます。

給食は2カ所で調理しておりますけども、給食センターでは平成28年度は1日800食、平

成29年度は760食、平成30年度は730食となっております。

中学校の給食調理場では、平成28年度は1日450食、平成29年度は410食、平成30年度は370食となっております。

施設修繕料の過去3年間の推移についてですけれども、平成28年度は507万5,000円、平成29年度は599万円、平成30年度は537万4,000円となっております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 給食調理数というのは年々減少していると、これは子どもの人数が減っているのですから当たり前の話ですよ。そうだと思います。

その一方、施設の修繕費というのはどんどんお金がかかっていると、ざっと3年間で1,600万円。

この施設というのは、多奈川小学校の敷地内にある給食センター、それから中学校にある中学校の給食調理場、この2カ所ですよ。結構、建設してから年数が経っていると、老朽化してきて、老朽化に伴って施設の修繕費が重なってきているというのを聞いています。現に3年間で2カ所で1,600万円かかっていると。

しかも、子どもの人数は減ってきて、調理数はどんどん減っていっていると。これは、過去にもここで議論しましたが、別に2カ所でなくても1カ所の処理能力で間に合うという話でした。

多少の、施設のリフォームといいますか、手直しはせなあきませんが。ただでも1カ所でも賄える数字だと。

この件に関しても、私は早くからデータ、数字を示してこの2カ所ある調理場を統廃合してはどうかと。効率化を図ればその分、予算も使わなくてもええやないかと指摘してきました。しかし、一向に効率化に向けた動きはありませんでした。今日まで費やした時間と修繕に係る費用、いたずらに使ってきたと感じております。

また、これも前回の一般質問の中ですけど、そのときの答弁、これ澤次長の答弁で、2カ所の給食調理場を統廃合するについて課題を見出してやっていくという答弁がございました。

しかし、ちょっと調べてきたのですが、今回の新任の古橋教育長は過去において調理場統合に向けて検討したメンバーの一員だったと聞いています。ということは、課題というのはその時からもうわかっていたのと違うのかと思うのですよね。

今さら課題を見出して云々よりも、過去からわかっているその課題を、なぜ、そうしたら今まで統合に向けて検討しなかったのかと思ってならないのですよね。

担当として、はっきりわかっているこの課題を今後どのように進めていくのかというのを

検討を進めていってほしいと思います。

そこで、教育長にお聞きしますが、少子化と設備の老朽化が進行する中、早急に施設統合を進め、効率化を図ることでコスト削減につながると考えますが、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 坂原議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど議員の質問の中にもございましたが、本町の学校給食は多奈川にある学校給食センターと岬中学校にある岬中学校給食調理場の2カ所で賄っており、学校給食センターは開設後16年、岬中学校の調理場は22年が経過をし、設備等の老朽化も進んでございます。

また、少子化が進むことに伴い調理食数も減少傾向にございます。

このような状況から、町長からも協議において早期に施設の統合に向けた検討についての話がありました。

施設の統合にあたりましては、調理工程上におけるラインでありますとか、調理場スペース、また配送車受け入れ施設整備の検討など、幾つかクリアをしなければならない課題がございますが、それらのクリアに向けて、今現在検討に入っているところでございます。

このことから、早期の施設の統合が実施できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひ、そのように前向きに取り組みを進めてください。

次に、大きな3点目の質問です。

高齢者の運転免許証自主返納について、高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすくなるために、サポート制度を導入してはどうかという、これは私の提言です。

まず初めに、大阪府及び岬町での交通事故の発生状況というのを教えてください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えします。

大阪府における交通事故発生状況は、全体では減少傾向にある中、65歳以上の高齢者ドライバーによる交通事故件数は増加傾向にあると公表されております。

岬町内で発生した交通事故件数は、平成29年度中では42件、死傷者は56人。そのうち65歳以上の死傷者は15人で、全体の26.8%でした。

平成30年度中では39件、死傷者は49人。そのうち65歳以上の死傷者は18人で、全体

の36.7%となっており、全体の件数は減少しているものの、高齢者の死傷者は増加している状況でございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町内での交通事故について、全体の件数は減少してはいるけれども、高齢者の死傷者数は増加しているということでした。

また、怪我をするまでには至っていないが、運転操作を誤って車をぶつけたなど、高齢者が運転する自動車事故の話をよく耳にするようになりました。

最近、また報道などで高齢者運転免許証自主返納サポート制度という言葉をよく聞きます。そこで、この高齢者運転免許証自主返納サポート制度とは何か、どういうものか、お聞かせください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをします。

高齢者ドライバーによる交通事故の増加に歯止めをかけるため、運転に自信がなくなった、運転する機会が少なくなった高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりのため、大阪府は高齢者運転免許証自主返納サポート制度を行っております。

この制度は、高齢者ドライバーが運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けると、サポート企業、店舗で運転経歴証明書を提示することによりさまざまな特典を受けることができるのがこの制度です。

そのうち、タクシー乗車運賃から10%割引の特典を受けられるタクシー会社もございます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 このサポート制度というのは、高齢者が運転免許証を自主的に返納すると、更新をしない、返しますとして返したときに、登録した企業、あるいは店舗から割引などのサービスを受ける制度だと理解しました。

今、話があった中で、タクシー乗車運賃の10%の割引があるタクシー会社のうち、岬町でも運営している第一交通が岬町内でも受けられると聞きました。

そういう制度があるということですが、では、大阪府及び岬町での自主返納者の状況についてはどうでしょうか、お答えください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えします。

大阪府及び岬町の自主返納者の状況は、平成30年における大阪府全体では3万3,460名、

岬町では73名。うち75歳以上は、大阪府全体では1万7,721名、岬町では44名でした。

運転免許の保有人口が把握困難なため、返納率や大阪府全体との比較はできませんが、自主返納された方のうち、岬町では約6割の方、大阪府全体では約5割の方が75歳以上の方ということで、移動手段としては車が手放せないのが自主返納される方の年齢を引き上げている原因とも思われます。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 大阪府岬町でも自主返納の人はおりますけど、ただ、日常生活の移動手段として車が手放せないと、そういうことが自主返納の年齢を引き上げているとありました。

ということは、今、町内でも車の運転に自信を持てなくなったが、やむなく運転を続けていると、そういう状況があるということだと思うのですね。

ちょっとでも、考えようによっては危険だなと思うのですよね。自信のない人はもう、自分から免許証返すわというように返せるような環境をつくるのが大事かなと思うのですよね。

そういう意味で、自主返納を考えている方の後押しといいますか、その背中を押す、そのためにも、今度は大阪府ではなくて、岬町独自で自主返納サポート制度というのを導入してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをします。

全国的に高齢者ドライバーによる痛ましい交通事故が相次ぎ、他世代に比べて免許保有者が多い団塊の世代の方が75歳に達するにつれて高齢者ドライバーが急増していきます。

このような中、警察庁は先月22日から自動車などの運転に不安を感じる高齢者が相談しやすくするため、都道府県警の相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル#8080（ハレバレ）が運用されたところです。

また、75歳以上の免許更新時における認知機能検査の強化に加え、安全運転支援機能を持つ自動車のみ運転できる高齢者向け限定免許の導入も検討されているところです。

本町におきましても、高齢者の交通事故防止の重要性は認識しているところであり、自主返納により運転免許証がなくなった高齢者の日常生活での移動に困らないよう配慮した支援策は必要と考えます。

ホームページや広報誌などで大阪府が実施する高齢者運転免許自主返納サポート制度の啓発に努めるとともに、現在、厳しい財政状況を踏まえ、なるべく財政負担を伴わない支援策がないか検討してまいりたいと考えています。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、大阪府内で実施しているサポート制度、幾つかの店舗とかあるのですが、スーパーとか眼鏡屋とかいろいろありますね。ところが、それは岬町には余りないのですよね。岬町にあるのは、さっき言ったタクシーだけなのですよね。1割割引だと。

大阪府ではそうなのですが、他府県では、実際サポート制度導入しているところ辺はどういうことをやっているか、その実例、幾つかあるのですが、少しだけ紹介させてもらいたいと思います。

例えば、少し遠いところですが、群馬県は運転経歴証明書の交付手数料を助成しますと。1,100円になりますけど、この分を助成するというところもあります。

これは千葉県です。千葉県では市内の路線バス、路線バスだから民間業者が運営しているバスです。そのバスの運賃が半額になると、65歳以上の運転免許自主返納者が対象ですね。

それから兵庫県では、これはコミュニティバスですね。うちと同じようなコミュニティバスの1年間フリーパス。1年間のフリーパス券をプレゼント。1回限りと、1年間の使い放題の券をプレゼントということですね。

実は大阪府内でもこのサポート制度、協賛企業、店舗いろいろありまして、結構ユニークなのがあったりして、例えば葬儀会場なんかもあるのです。葬儀会場、本人が使ったら5%引きとか、本人もいないですけどね、そういうのがあったり、いろいろありますね。

さっき言った大阪第一交通、タクシーは岬町でも使えるということです。

大阪府下でも近隣の市とか町では、どうしているか。

貝塚市では虹の湯、これは温泉ですね。入浴料、630円を500円に割引。それから、泉佐野市の仏具、仏壇の店ですね、これ。粗品進呈。

あるいは、ほかの店舗でも料金を10%割引とか、泉南市でおもしろいことに、これは工事会社ですけど、塗装業の工事会社ですけど、10%割引とか、そういうのもございます。

隣の阪南市、行政書士、初回相談料無料とか。

これはちょっと岬町でも関係あるのですが、税理士法人、川村会計事務所。初回相談無料とありますね。

これも阪南市で、居酒屋で「粋込」というのがあるのですよ。ここは500円割引らしいのです。というようなのが幾つもあるのです。

熊取町、これは鍼灸整骨院、60分4,000円のマッサージを半額でできるというように言っていくと、岬町でも町のお金だけを使うのではなくて、一般の企業とかに協賛を呼びかけてす

ればそういうものもできるのではないかと思うのですよね。

そういうのを積極的に探して行って、前向きに検討して行ってほしいと思うのです。

それ以外に、例えば町の行政側としてできることというのは、例えば、さっき、よそでもありましたけど、コミュニティバスの無料券。これをどれぐらいのスパンにするか、半年か1年か、そういう無料券。

あるいは、ピアッツァ5のお風呂とかプールなどの利用券、そういうのを岬町独自で考えてはどうかと思うのです。

これは担当では判断ができないと思うので、ここはぜひ町長のお考えをお聞きしたいと思えます。いかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、高齢者の事故が多発しておる現状で、特に高齢者が運転操作を誤ったり逆走したり、そういったことがあって、先日、中央分離帯を超えて間違っ逆走したことは記憶に皆さん方あるかと思えますけども、そういう中で、若い子どもと正面衝突をしたという事故を私も目の当たりに見せてもらいました。

そういったことを考えると、やはりある年代に来たら、運転に自信がなくなったな、ちょっと冷や汗かいたなというような状況を受ける場合は、運転免許証を自主返納するのは、これは当然人の命を守るためにも必要ではなかろうかと考えております。

議員おっしゃることは十分承知しておりますので、町としてできることで、例えばコミュニティバスの無料定期券、ピアッツァ5のお風呂、プールの無料券、ほかにもいろいろあるかと思えますが、できるだけ、そういったことに目を向けて検討するように、今、担当のほうには指示をしたところであります。もう少し時間がかかるかと思えますが、ぜひ高齢者の免許証の自主返納に対する特例としてやっていきたいなと思っております。

○奥野 学議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひ、実現に向けて取り組みを進めてください。

以上で、私の一般質問を終わります。

○奥野 学議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 谷崎です。3点ほど質問したいと思います。

新しい事案を受けまして、庁内の組織編成の件が1点と、森林環境譲与税の活用の件1点と、

庁内の外郭団体の必要性、専門職の委嘱の件について1点伺いたいと思います。

みさき公園に関するプロジェクトチームの必要性ということで、来年3月まで、また来年4月以降、町の取組事案として公園事業の対策が都市整備部、総務部、まちづくり戦略室、また交通関係で対応が横断的に必要になってくるのではないかと考えております。

現在でもいろいろサウンディング調査や総務的な対応とかの件でいろいろ各部門にそれぞれ一時的に偏った仕事量が増加しているというように思うのでありますが、横断的な対応ができる一元的なプロジェクトチームのような組織体制の組み立て等は新しい事案に対していかがお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

みさき公園の件につきましては、これまでも議会のほうへ報告をさせていただいておりますが、南海電気鉄道株式会社は来年3月末をもってみさき公園事業からの撤退を表明しており、町は南海電鉄に対しまして公園存続のため後継事業者を探すことを求めてまいりました。

南海電鉄は公園運営に関心を示した複数の事業所と交渉を進めてまいりましたが、条件面で折り合いがつかず、後継事業者が見つからない状況となっております。

みさき公園につきましては、岬町が開設する都市公園でありますので、南海電鉄が撤退したとしても都市公園として町がみさき公園を存続させていく必要がございます。

現在の動物園や遊園地を有する公園を町が南海電鉄にかわり運営することは財政的にも困難でありますので、現在の公園にかわる新たな公園づくりに取り組むことが必要となってまいります。

現在、都市整備部でサウンディング型市場調査を行い、公園活用の提案を広く求めているところでありますが、新たな公園づくりについては本町の大きな課題でありますので、全庁的に取り組んでいく必要があると認識しております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 現在、みさき公園は公園の存続という、公園に使用するという条件で南海から無償で町が財産譲渡を受けるべく交渉中であると聞いております。

ということは、来年からは確実にみさき公園に関する事業についての新しい業務が庁内に増えてくるという形になるかと思えます。

これに対して、町長のお考えはいかがでしょうか。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員の質問にお答えいたします。

今、担当から南海の閉園についての答弁をさせていただきました。

この問題については、昨年7月に社長が直においでになって、閉園の申し入れがあつて以来、急遽、我々は数名の幹部でこの話を受けて、今後の策を今、考えているところなのですが、長年やってきた南海電鉄さえ、この公園事業に撤退をしなければならない、そういう大きな問題を抱えておつたということについて、それを町が今後南海にかわってすぐさま続けてやるということについてはいささか問題があるかな、このように思います。

まず、私は南海から土地の無償譲渡を受けて、そして都市公園を守っていくということが一番大事でなかろうかなと。

今は、南海の所有物でありますので、南海が岬町に譲渡しない限り公園事業としては難しいのかなと、私はこのように思っております。

しかし、南海の社長との会話の中では、一応いろんな条件もあるけども、そういった条件を協議しながら岬町に土地を譲渡して公園を続けてほしいという意向は社長自身も言っておられるので、この件については私どもも引き続き公園の準備を進めたところであります。

しかし、この公園については、先ほど担当部長から、動物については非常に今経費がかかっているし、非常に公園事業をやっていくには難しい問題がある。それには多くの方々の意見を聞いて、町民の方には今年の5月のタウンミーティングで十分話はさせていただいておりますし、経過については岬だよりで報告をさせていただいております。

そういったことから、閉園についてはある一定のご理解はさせていただいているものと思っておりますけども、津々浦々までそれが伝わっているかということにはちょっと自信のないところですけども、一応、みさき公園が閉まるということについては住民の皆さん方は口伝えにご理解をさせていただいているのかなと思っております。

そういったためにも、長年岬町のシンボルマークであったこのみさき公園の火を消さないように、精いっぱい庁内でプロジェクトを立ち上げてこの問題に全力を挙げて取り組んでまいりたいと、この気持ちで今取り組んでいる最中であります。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

みさき公園の土地の取得については議員の半数近くが町長の姿勢を支持しているところでございます。

南海から民間に渡りまして、突然閉鎖されるというような事態が起こらないように、ぜひ町のほうで土地を取得されるようお願いしたいと思います。

また、それにあわせてプロジェクトチームでは、その後5年、10年後、地目の変更、指定の変更も検討した上で、将来を見据えた町の計画を立てて、公園を利用した町の計画を立てていただきたいと思います。

ありがとうございます。

次に、森林環境譲与税の活用の件についてですが、森林環境譲与税については森林土地所有者の義務と所有者からの町への委託とか、町からの森林業者への再委託とか、あるいは誰も管理し得ないところの町による公的な管理ということが規定されておると思います。

この森林環境譲与税についての現況をまずお聞かせ願いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

森林環境譲与税ですが、地球温暖化対策として温室効果ガス、排出削減目標の達成や災害防止を図るなど、森林整備等に必要な財源を安定的に確保することを目的に、国民一人ひとりが負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されております。

次に、この税の賦課徴収につきましてですが、国内に住所を有する個人に対して、令和6年度から1人年額1,000円が個人住民税とあわせて賦課徴収されるものとなっております。

なお、徴収された税につきましては、その歳入額の9割が市町村、残り1割が都道府県に交付されることとなっております。

一方で、税の交付につきましては、賦課徴収に先立ちまして、令和元年度から開始され、令和5年度までは平年度ベースの約3分の1の額が交付される暫定措置が設けられております。

次に、交付される税の譲与基準でございますが、譲与基準につきましては、私有林の人口面積割、林業就業者割、人口割と三つの基準が設けられてございます。

算出方法といたしましては、森林環境譲与税の総額を先の三つの譲与基準ごとに全国ベースの数値を分母に、市町村の数値を分子として按分計算し、合計したものがそれぞれの市町村の森林環境譲与税の交付額となるものでございます。

ちなみに、令和元年度の本町の交付額はおよそ188万9,000円程度となっております。

なお、森林就業者につきましては国勢調査による数値が基礎となっており、本町の林業就業者は現在1人となっております。

議員のご質問の中にありました林業従事者の増加がここに与える影響としましては、国の予算額譲与基準などに変動がないと前提した場合には、林業就業者が増加した場合は森林環境譲与税の増額要因となっております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 すみません、今後数年で数倍の額になると、今200万円弱が600万円、何百万円になるという税金は現在積み立てておられると聞いておりますが、これに対して、使用基準、利用基準を設ける必要があるのではないかと考えております。

間伐材利用の特産品づくり、あるいは土産物づくり等々、そうしたものに対する利用が可能であるのかどうか。あるいは、どういう申請をすれば利用できるか。それはどういう条件で上限設定できるかということをお聞かせ願いたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 お答えさせていただきます。

市町村に交付されました森林環境譲与税の用途につきましてでございますが、間伐などの森林整備に加えまして、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備に必要な費用に充当することが示されてございます。

現在、森林を取り巻く環境は、国産木材の価格低迷に伴う低所得状況や、高齢化に伴う担い手不足など厳しい状況に置かれておりますが、今般の森林環境譲与税を一つの契機といたしまして、森林整備を支えていくとともに木材利用や普及啓発の取り組みを進めてまいる必要があります。

本町におきましては、現在は一定の財源を確保することを目的に基金に積み立てをしているところでございますが、議員ご提案の地域木材を活用した特産品づくりにつきましては、町内でそのような創業を希望する事業者等がございましたら、森林環境譲与税を原資といたしまして必要な支援が行えるよう、規則や要項の整備をしてまいるとともに、人材育成や担い手の確保の検討も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

既に、竹原議員とかいろいろ相談をしたのですが、こういうことを考えていらっしゃる団体もいらっしゃるようです。

ぜひとも、基準を公表いただいて、どのぐらいまで使えるかとか、明確にさせていただきたいと思います。

次に、町おこしに関する団体の検討ということで、公的な地位を持つ団体が必要ではないかということでございます。

公園事業や不耕作地や空き家対策などの事業が実施されておりますが、賃貸借について、一括の受け皿となる信頼できる団体が必要ではないかと。

やはり、所有者から利用したい者に貸す所有と利用の分離をうまく進める受け皿団体が必要ではないかという考えでございます。

町の、かつて公社というのは非常に評判が悪かったのですが、やはり公社についても見直しの機運というのがあるようにも聞いております。

まず第一に、庁内の自前主義は当然という時代ではなしに、外化の時代、専門的な職能集団を育てるということが一つ、公団とか外郭団体で必要ではないかなと思っております。

また、人手不足でありまして、庁内の人手ではいかなものかと。

あるいは、また人事異動などで持続可能というのですか、長きにわたって専門人材を庁舎内に持つというのがかなり難しい状況ではないのかなと思っております、そうした専門職能的なものを庁外に外郭団体として持つことも必要であるし、またOBの活用にもなると考えます。

これによりまして、公的な支援のある公的な団体として、法的な信頼のある団体として利用者と使用者、所有者の所有と利用を分離できる団体をつくっていく必要があると、将来的になると思いますが、こういうことによっていろんな、さまざまな事業や補助金事業、会計は別ですが補助金利用や耕作地、空き地対策などもそういう専門職能によって管理していくことができるのではないかと思います、お考えいかがでしょうか。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町のまちづくりにおいては多くの地域課題がございます。

このような地域課題の解決にあたっては、近年NPO法人やまちづくり会社などの組織が市町村と連携し、地域住民に近い立場、いわゆるコーディネーターとして課題解決に向け取り組んでいる事例が多く見受けられます。

例えば、隣接する和歌山市では、都市再生推進法人による取り組みを行っております。

これは、空き家や地域活性化などの地域課題に対して一定ノウハウを有するまちづくり団体に対し、公的な位置付けの付与や支援措置を講ずることで、行政等では十分に果たすことができないまちづくりのコーディネーターやまちづくり活動の推進主体の役割を担わせていくものです。

また、三重県の尾鷲市では、地域おこし協力隊員が地域への移住定住、空き家の利活用をサポートするNPO法人を立ち上げ、行政にかかわってコーディネートを行っております。

このNPOは、地域おこし協力隊の任期終了後の受け皿ともなっており、まちづくりにおいて大きな役割を果たしております。

本町においても、和歌山市や尾鷲市など先進事例を参考に、町づくりエディター等と連携しな

がら地域課題に対応でき、また、あわせて住民が信頼できるコーディネーターとしての役割を担う組織づくりについて検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。谷崎議員、質問のとき、もう少しゆっくり言っていただいたほうがテープ反訳しやすいと思いますので、よろしくお願いします。

○谷崎整史議員 すみません。

外郭団体というのは、非常に先ほども申し上げましたように、かつて天下りとか非常に悪いイメージがあるのですが、現在はいろいろ関係される方、あるいは今もご指摘のあったエディターさんとか、専門職能の方、あるいは、そういう方、あるいはまた公的な位置付けをすることによりまして、より所有者の信頼を得て、一括して土地なり家屋なりを借り上げて、その公的団体の裏付けがある上で転貸するということで、所有と利用を分離してうまく融通がきいていくのではないかなど、転貸とか土地利用、空き室利用が進んでいくのではないかなとも思っております。

また設計とか、そういう専門職についても、そういう外郭団体を利用するほうがより直営人員を確保するよりも有効ではないかなとも考えておりますので、それが一つの世の中の趨勢ではないかなと思っております。

一番申し上げたいのは、所有者の所有と利用者の利用を分離して一括して公的に支援する団体が必要であり、そういう団体を育てていく体制が必要であると考えておりますので、いかがお考えでしょうか、町長は。

○奥野 学議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 空き家、休耕田、そういう対策の受け皿を今、担当のほうではまちづくりエディター等を含め、NPO等も含めてという話をさせていただいているのですけども、やはり、今、議員おっしゃるのは、やはり一括してその受け皿になってくれる、そういう団体を一つ町の受け皿にしたらどうだということをおっしゃっているのかなと今聞いていてそう思いましたので、そういう方向でも一応検討をしてみたいと、このように思っております。

○奥野 学議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○奥野 学議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

この間のたび重なる自然災害によって亡くなられた方々、そのご家族にお悔やみを申し上げる

とともに、被害に遭われた皆さんへお見舞いを申し上げるものであります。

岬町においても、備えを万全に整えておくことを改めて求めるものであります。

さて、連日のようにマスコミをにぎわしている桜を見る会では、安倍首相の本性があらわになっています。

安倍政権の7年間で、公文書の改ざんと隠蔽、廃棄が繰り返され、桜を見る会においても首相の虚偽答弁が明らかになっています。

招待者の中に反社会勢力の構成員までが含まれ、とりわけマルチ商法で大きな被害を出したジャパンライフの会長への招待状は、総理もしくは総理関係者によって発出されたものであることが明るみに出ました。

ジャパンライフは総理から桜を見る会に招待されたことを宣伝に利用し、安倍首相は悪徳商法の被害を拡大する役割を果たしたにもかかわらず、国会では一切の答弁から逃げ続けています。

こんな人物が一国の首相であることは国民にとって恥であり、大きな損失であります。

民主主義を国民の手に取り戻すべく、草の根からの運動に取り組む決意であります。

また、10月から消費税が増税され、10月の小売業販売額が前年比7.1%減と、増税後の消費の落ち込みは深刻です。

増税は岬町の住民にとっても避けて通れない問題であり、安倍政権のもとで苦しめられています。

岬町が住民に最も身近な地方自治体として、住民の命と暮らしを守る責任を果たすよう求めて一般質問を始めます。

第一に、みさき公園の存続について質問をいたします。

1957年の開園以来、多くの方々に親しまれてきたみさき公園の存続を求める立場から質問いたします。

これまで、南海電鉄との協議を重ねてこられたとお聞きしていますが、その経過が詳らかにされることはありませんでした。

交渉事ですのでそれも当然かとは思いますが、経過がわからないために住民の皆さんや町外のみさき公園の存続を求める方々にとっては大きな不安となっています。

議会に対しては、3月26日と8月5日の全員協議会での報告と、9月議会における3人の議員の質問を通じて経過の一部を把握することができたところではありますが、詳細をつかむことはできないままであります。

南海電鉄との協議で、何がどこまで話し合われ、どういった点で合意がなされているのか。今

後、岬町がどこに向かおうとしているのか、本日は限られた時間ではありますがお聞きしたいと思います。

1 点目に、南海電鉄とこれまで協議を重ねてきたとお聞きしておりますけれども、南海との協議は何回行ってきたのか、駄じゃれではないのですけれども、その回数を確認したいと思います。

また、毎回ではないにせよ、協議を通じて合意できた点が生まれたものと考えますが、それはどのようにして確認しているのかお尋ねします。

何らかの書面を作成して双方で確認をされているのか、お聞きしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

南海との協議の回数ということでございますが、南海との正式な協議としては、これまで28回ほど協議を行ってございます。

確認した事項の内容の確認書面があるのかというご質問かと思えますけれども、今回の南海電気鉄道のみさき公園事業からの撤退にあたっての協議につきましては、南海側の要望もございまして、双方数名の担当の中で協議を進めてございます。

町長の特命事項ということで、私、総務部長、それから財政改革部長、政策情報顧問の3名と、途中からは都市整備部長も加わりまして、4名で協議を行っているところでございます。

南海との協議におきましては、会議ごとに書面をもって協議内容の確認というのは行っておりませんが、これまでの協議の中で、町のほうが求めた事項については南海は誠意をもって対応いただいていると認識しております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 書面は特に作成しないと、していないということでありまして、南海は誠意をもってお答えをいただいている、対応していただいているということでありました。

誠意をもって対応していただいていることは結構なことなのですが、やはり、何らかの形での書面による確認は必要なのではないかなと思っています。

その点について言いますと、先だつての9月議会で松尾議員の質問に対する答弁を聞かせていただいている、何らかの書面による確認が行われていたのではないかなと私は考えたのです。

それはどういったやりとりかと言いますと、西総務部長が、非常にデリケートな問題なので答えにくいこともあるといったことも言いながら、双方協議を踏まえる中で、それぞれの方針を確認して作業を進めているといった言葉や、双方の協議の確認の中で作業を進めているという言い方もされましたし、双方協議をして、その協議方針というのを定めさせていただいております。

その協議方針に基づいて協議を進めさせていただいているというようにお答えになっているのですよ。

私、この言葉を聞いたときに、そんな合意文書とか判子をついたごっついものではないのだけれども、何らかの確認は書面においてなされていたり、少なくともメモ程度のもので、後で言うた言わんというような話にならないようなことにはしているのと違うかなと思ったのですが、そういったものは一切ないと受けとめていいのでしょうか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

先ほど、協議方針ということでございますが、これについては会議の中で双方確認させていただいている事項でございます。まず一つは、南海電鉄は来年3月末で公園事業から撤退をするということ。

それから、公園運営を行う後継事業者を南海が探す努力を行うということ。

それと、公園事業、出入り事業者、動物については南海が責任を持って対応すること。

そして、町が必要とする施設を無償で譲渡する。不要な施設については南海が撤去の協議に応じること。

そして、土地を無償で譲渡すると。

以上の内容について協議を進めていくということを確認したものでございます。

ただ、これらについて、先ほど言いましたように、会議ごとで議事録等交換し合いながら確認しているというのではなく、会議の中でこういう事項を協議していくという方針を確認したというものでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 協議方針についてはわかりました。

ここで、もともとこの問題の3点目にお聞きしようと思っていた交渉権についてもお聞きしておきたいと思うのです。

私は、この交渉権についても何らかの約束事に基づいて協議を進めておられるのかなと思っていました。

その何らかの約束というのは、交渉する権利は誰が持っているかという問題なのです。

これも、9月の議会で松尾議員や道工議員の質問の中で、交渉権について、岬町は交渉権がないということを繰り返しお答えをなさっているのです。これは町長がお答えされている部分ですね。

ですので、交渉権については、岬町は立ち入らないという態度をある時点までは、守ってこられたなと私は受けとめています。

その点についても、そういった双方の協議方針といたしますか、そこで確認をされていたのではないのかなと考えていたのですが、そうではないと理解したらいいのでしょうか、確認をさせていただきます。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 交渉権のお話でございますが、先ほどの答弁の中で、協議方針として2点目に、公園運営を行う後継事業者については南海が探す努力を行うことということで、南海のほうの後継事業者を探す努力をしていただいていたところでございます。

交渉権の考え方でございますけども、みさき公園については町が開設する都市公園ではございますが、土地建物、動物などの公園施設は南海が所有しておりまして、公園運営を南海が行っているところでございます。

南海の公園事業からの撤退にあたりましては、先ほどの条件の中でありましたように、土地は公園管理者として町のほうに譲渡を求めています。建物や動物などの公園施設については、将来の維持管理のリスク等を伴うため、町が譲り受けるということは当初から考えておりません。

現在の形態の公園を継続するという事になれば、南海が公園事業者に公園施設を譲渡することとなりますので、南海と公園事業者で譲渡の条件の協議を行い、協議が整えば、町が公園管理者としての立場で協議を行うという立場で臨んできたところございまして、これについては、南海のほうにも町の考えをお伝えして、南海も事情を理解した上で相手方との交渉というか、協議をする努力をされてきたところでございます。

7月末に南海のほうからは後継事業者が見つからずに、閉園に向けた準備を進めるという通知のほうが出されてきて、今後については、現在の公園以外の形態での公園のあり方を検討することになりますので、公園管理者という立場として、新たな公園利用の方策を探るために今サウンディング型の市場調査をやるということで、町のほうも積極的に新しい公園づくりという観点から動いているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 西部長から、後継事業者に関する事柄として、サウンディング型市場調査についても、今、答弁の中でありましたので、ちょっと質問の順番を入れかえて、その辺も聞いていきたいと思うのですが、確かに南海のほうから、7月10日でもって後継事業者に関する報告と閉園準備という書面が岬町に届けられているということなのですね。

7月末までに条件の合う事業者を見つけられることはできなかったということで、8月1日から閉園準備を本格化しますよという中身なのですけれども、ここからサウンディング型のことさつきおっしゃいましたけど、岬町としても後継事業者探しについての立ち位置といいますか、臨み方が変わったというように私は考えています。

サウンディング型市場調査については、後で説明を時間があれば家永部長からしていただこうと思いますけれども、いわゆるアイデア募集というようなことをなさっていると思うのですけれど、ここは一つの方向の転換だと私は思っているのですよ。

交渉権については南海にしかないんやないんやっていうの、私らは聞いてきました。ですけれど、南海にも引き続き後継事業者を探してくれということは求めつつも、岬町としても後継事業者を探すことにつながるような動きをなさっていますね。

なおかつ、サウンディング型市場調査の中で対象地域がどこやねんというように定められているかという、みさき公園用地全体もありやし、一部でもいいですよというようになっているわけなのですよ。

これまで議会で私たちが聞いてきたのは、みさき公園の用地全体を一括して運営してくれる後継事業者を探すということをおっしゃってきたでしょう。

それが、一括ではなくなっているし、南海に探せ、探せって言ってたけど、岬町も探すようなことに乗り出していますやんか。

これを私は大きな転換だと思っているのですけど、このことについて、議会に対して全く説明がない。私はこのことに疑問を感じているのです。

これまで、議会に対する説明が少ないということはほかの議員からも言及があったところですので繰り返しませんけれども、今回のような大きな方向転換については緊急でも構いませんし、全員協議会でも何でも議員を集めていただいて、今後、こういうようにしていこうと思っているという話を聞かせていただかないと、私たちも住民の皆さんから尋ねられることもあります。

私たちは住民の皆さんの不安にやはりお答えしていかなあかん立場でもあるのですよ。もちろん、それは岬町も同じ立場でしょう。

ですけれど、私たちに、少なくとも方向転換して、既にやり始めたものについて私らは報告受けたわけで、サウンディング型については、そういうことはないようにしていただかないといけないと思っているのです。

なぜ方向転換について議会に報告しなかったのか、このことについて何かご説明いただけることがあればお聞きしたいと思います。サウンディング型の説明はしなくていいの。何で説明、議

会にしなかったのかということをおっしゃってください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

都市整備部では、農業公園の基本計画を策定していくということで、今年度からその全体構想となる農とみどりの活性化のための全体構想、こういったものの策定を現在しているところでございます。

その中で、みさき公園の閉園の話もございましたから、みさき公園については農とみどりの活性化に係る拠点整備の課題というようなことで位置付けをして、この活性化構想につきましても策定委員会を開催して策定委員の皆様にも貴重な意見をいただきながら進めているところでございます。

そのスケジュール的な部分もございまして、策定委員会で最終的には位置付けるということを確認した上でこの市場調査、こういったものに着手したという経緯がございます。

その時点で時期が遅かった、10月の末ぐらいに決定したということもございまして、時期が遅かったということもあるのですが、町議会議員のみなさまに我々のほうでご説明するのが遅くなったということで、これからこのようなことのないようにしていきたいと考えているところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は、サウンディング型市場調査の実施の報告が議会に対して遅かったという、このことだけを問題にしているのではないのです。

これももちろん大きな転換なのですけれど、この話を聞かなかつたら、私たちはもちろん、住民の皆さんもそうですけれど、いつまでも岬町は南海に対して、あそこの土地を一括で運営してくれる事業者を探して探して探して探してってずっと言い続けているのだなあと思えないのですね。正確な理解ができないのですよ。

ですので、議会に対して今後、適切にご報告をいただきたいと要望しておきたいと思っております。

議会に対して説明するという事は住民の皆さんに対して説明をするということなのです。議会に対して語っていないということは住民の皆さんに何も伝えてないということになるのですよ。そこはよく、町長は議員出身ですから、そんなことは重々承知だと思いますけれども、よく留意していただきたいと思っております。

それで、ちょっとサウンディング型の話になったので、その問題だけ一つ片付けておきたいと思っております。

詳しく説明していただく時間がもし後であるとすれば、これについてもご説明をいただこうとは思いますが、なくなる可能性がありますので、1点だけ要望をしておきたいと思います。

一定のスケジュールをもって進められるアイデア募集といったような事業なのですけれども、どのようにみさき公園を再生、活性化させるかというアイデアの募集を事業者対象にされているのですね。

それで、実施結果の公表というのがホームページに公表される予定と概要では記してありまして、時期については来年の2月以降（予定）ということになっています。

ただ、これ概要ですので、議会に対しては概要ではなく、できるだけ詳らかにしていただきたい、このことを一つ要望しておきたいと思います。

土地の無償譲渡についてお聞きします。

南海電鉄株式会社からの無償譲渡が実現するのかという問題です。

これまでの議会への説明では、先ほどの答弁でもお聞きしたとおりですけれども、南海から岬町への無償譲渡が確実に履行されるのか、この点については全く明確ではありません。

私は広く親しまれる都市公園としてみさき公園を存続、発展させる立場からも現在の公園用地が駅前も含まれているということを考えると、まちづくり全体にかかわる重要な問題というようになっていくことから、岬町が公園用地を所有するべきであると考えます。

しかしながら、南海から岬町に土地が無償譲渡されるのかについては、今に至っても口約束の域を出ない表現にとどまっています。

本当に書面による確認はなされていないのか、繰り返しお聞きして恐縮なのですが、お尋ねをいたします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 土地譲渡の件の答弁の前に、先ほど、サウンディングの件で中原議員からおしかりを受けた件なのですが、公園継続がかなわない場合、これについては町の公園として活用していきますということはタウンミーティングを初め、議会の中でも繰り返しご説明はさせていただいたかなとは思いますが、繰り返しというか、ご説明をさせていただいたと思っております。

ということは、7月の時点で後継事業者が南海としては難しいということになれば、町としてはその方針により今後の新しい公園活用というのを検討していく準備に入ったということでご理解をいただけたらと思います。

それと、サウンディング型調査というのは何も後継事業者を探すという、ご存じいただい

と思うのですけども、後継事業者を探すというのではなくて、どのような活用ができるかという提案をいただいて、それを今後の公園活用の方向の中で盛り込んでいくというものであるとご理解いただけたらなと思います。

それで、土地の無償譲渡の件でございますけども、南海につきましては公園用地を町に譲渡するという条件でこれまでも後継事業者を探すなど、都市公園の設置者であります町の立場を理解していただき、みさき公園の設立経過などを踏まえながら、町の公園譲渡の無償譲渡の要請に対しては真摯に協議に応じていただいているところでございます。

南海が撤退した後の公園施設の取り扱いなど、整理すべき課題がございますので、これらの課題の整理と合わせまして公園用地の無償譲渡というのを今現在協議を進めているところでございます。

書面については、あくまでも双方の代表者が署名押印することによって有効な文書となりますので、それについては当然、合意した内容が最終的には合意文書という形で結ばれるというところでございますので、現時点で南海との間で無償譲渡という文言を入れた合意文書というのは交わっていないところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 西部長は、今三つの事柄についてお答えになったと思います。ちょっと脳みそがついていけませんわ。

サウンディング型のことをおっしゃいました。うまいことしているなど、私、正直思いましたよ。市場調査なのですよ、調査なのですよ。事業者の公募でも選定でもないのですよ。

だけど、それは将来、もしかしたら事実上の業者選定につながる可能性は否定できませんでしょう。

そういうお考えを持ってやっているわけではないということなのでしょうけれど、その点で私は後継事業者探しにつながると、事業者選定につながるという表現をさせていただきました。

それから、1点目にお答えいただいたタウンミーティングとかでも説明してきた南海電鉄だって条件合う後継事業者よう見つけてこなかったら自然公園として岬町がという話、確かに繰り返しお聞きしてまいりました。

しかし、その具体的な内容については、手法も含めて、やはり議会に逐一決まったところまでも、これからやろうとしていることでもご報告をいただくのが妥当であろうというように改めて言っておきたいと思います。

無償譲渡の土地のあの問題に戻ります。書面による確認はなされていないということが改めて

確認をされました。

そうであるならば、私はできるだけ早く書面による確認をなさるべきだと思います。

それは条件を付したって構わないと思うのですよ。ですけど、基本的な、岬町に無償譲渡する考えであるということが確認されるものをやはり双方で書面においてできるだけ早く確認すべきではないかと思います。

少なくとも、今、岬町がやっているサウンディング型の市場調査とか、そういう動きについて言うと、無償譲渡される、少なくとも無償か有償かは別にして、この土地が岬町のものになるということが前提で動いているわけではないですか。それなのに、約束ができていないというのは、非常に理解しにくいと言わざるを得ません。

それで、この点について私は心配なことが幾つかあるのです。

岬だよりの11月号で、住民の皆様へということでご報告の文章がありました。

この中では、みさき公園は本町と南海との契約書に基づき、南海は公園用地を第三者に譲渡または貸与しないのはもちろん、これを公園施設以外の目的に使用しないことになっておりますと書かれております。

これは、これまでもお聞きしてきたところでありましてけれども、町長が主張しているところの1961年、昭和36年に交わした契約書のことを指しておられるものと私は理解しています。

ただ、この後で2007年、平成19年に南海と新たに交わした基本契約書がございます。その中では、土地の譲渡については何も書いていません。土地を第三者に渡してはあきませんとか、そんなことは書いていませんので、また、なおかつ、その2007年の基本契約書の中では、1961年の契約書は破棄するということが書かれているわけですね。

ですので、ここを盾に取られると、この無償譲渡そのものがなくなってしまうというようになりかねないと私は懸念するところなのです。

誠実な対応をしてくださっているということなので、そのまま推移していただきたいとは思いますがけれども、やはり、いろいろなこれまでの記録を見ていきますと、本当に無償譲渡が確実に履行されるのかについては、残念ながら客観的に見て疑念が生じる点があります。で、そのことについてお尋ねをしていきたいと思えます。

契約書というのは、通常は一番新しい契約が有効な契約と見るべきだと思います。

ですけど、町長は前の1961年の契約書が有効なのだと言主張を繰り返されます。確かに、そこには土地を第三者に譲渡しないと明記されておりますので、そこは岬町にとって有利な点でありますから、1961年の契約書にこだわるのは理解するのですけれど。

ただ、先ほど申し上げたとおり、最新の契約内容を有効と考えるのが通例でありますから、その点で不安があります。

それで、この点にかかわっては9月議会の坂原議員の一般質問の答弁で、権利の放棄について議決事項であるのに2007年、平成19年に交わした基本契約書、新しいほうの契約書ですね。

この中には、この契約書については、議会に諮って議決をしていないので有効ではないということ町長は主張をされています。

この点でお聞きするのですが、地方自治法第96条の中で、議会に付すべき事件について定めがあります。

町長が9月議会でおっしゃられた権利の放棄は議決事項やから、議会に諮っていないからあかんという論理が成り立つのかどうかということをお聞きしたいのですが、この議決案件は地方自治法の第96条の第何号に該当するものかということについて確認をしたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいまのご質問でございますけども、議員おっしゃられるように、昭和36年の契約につきましては、町が譲渡する土地については第三者に譲渡、貸与、公園施設以外の目的に使用しないことを定めているところでございます。

この点につきましては、町長より町の権利放棄に該当するというところで、第96条の第10号、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することに該当するとの判断が行われたものでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 地方自治法第96条第10号、法律もしくはこれに基づく政令、または条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。ここに当てはまるのに、議会の議決に付していないのではないかということですね。わかりました。

それから、引き続きお尋ねしますが、町長の主張はここに基づくものだという事は理解をいたしました。

それからもう1点、仮に無償譲渡が実現するとすれば、この先、名義変更や議会への上程等が必要になってくるのかなと思うのですが、どんなタイミングで、どのように行われることになるのかお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 土地の譲渡にあわせた手続、それから議会への対応ということでございますが、南海の撤退に合わせまして、できるだけ早期に土地譲渡の作業を進めてまいりたいと考えておりま

すが、土地の譲渡にあたりましては、分筆作業等の登記手続も必要となってまいります。

その作業量も膨大となることが予想されるため、法務局を含めまして協議というのが必要になってくるかなとは考えてございます。

議会の議決が必要な事件ということにつきましては、議員指摘ありましたように、地方自治法の第96条に定められてございます。

土地の無償譲渡につきましては、地方自治法第96条第9号で定められます負担付き寄附又は贈与を受ける場合に該当すれば、議会の議決が必要となってまいります。

負担付き寄附又は贈与というのは、寄附又は贈与の契約に付された条件そのものに基づいて、地方公共団体が法的な義務を負い、その義務不履行の場合には寄附又は贈与の効果に何らかの影響を与えるようなものをいうとされております。

なお、寄附物件の維持管理に対する費用については負担には含まれないとされてございます。

現時点では、南海との契約の内容が定まっておられませんので、公園用地の譲渡がこの負担付き寄附又は贈与に該当して議会の議決が必要になる案件になるかというのは現時点では判断できていないところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ぜひ議会できっちり審議させていただきたいと思っています。

今、地方自治法第96条の第9号、負担付きの寄附又は贈与を受けること、これに当てはまるかもしれないし、当てはまらないかもしれない。当てはまらなかったら議会の議決に付されることはないということになるわけですね。きちんと議会で正式な議案の中でこのみさき公園の問題を議論したいと思います。

地方自治法の第96条の中では、例えばなのですが、条例で定める重要な公の施設につき、条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。このことについても、こういった案件があれば議会案件として上程しなければならないということになっています。

それからあとは、財産の取得についても一定の条件に基づいて事件案件として議決しなければなりませんよということがありますから、ぜひ議会で、正式な場で議論できるようになればなど思っているところであります。

そもそもこの問題の発端は、2007年の3月議会に端を発するのではないかと私は考えています。

このときの議会で、議案第42号として、岬町都市公園条例の一部を改正する件が提案をされました。

この提案は、2004年に都市公園法が一部改定されたことに伴うものでしたが、その改定内容に沿って南海がみさき公園の一部用地の借地契約の解除を申し入れたことによるものであります。

内容は、みさき公園駅前とゴルフ場の区域を都市公園法の指定から外してほしいというもので、改定された都市公園法でそれが可能になったものであります。

法の一部改定は、第16条第3号で借地契約の終了により都市公園を廃止することができることと改定されまして、公園の開設者である岬町が土地を所有していない借地公園については、土地を所有している南海からの申し出があれば公園区域を廃止、縮小することができるということになっています。

これは、2007年3月議会で可決をされ、現在運用されている岬町都市公園条例でも明らかであります。

この条例の議決を経て、この年の6月29日に新たに基本契約書が結ばれたところであります。ちなみに、どういういきさつかはわかりませんが、この2007年3月議会のときに、駅前用地も都市公園の網を外すという方向で議論されていたのですが、都市公園の範囲の中に駅前用地も残っているということになっているようであります。

ちなみに、私はこの2007年3月議会の議決には賛同はしませんでした。なぜかと言いますと、駅前開発の行方が不明瞭でありまして、まちづくりの重要な拠点であるみさき公園駅前の開発については住民合意が必要であり、ここにも釈然としない点があったために賛同するには至りませんでした。

しかしながら、過去において議決をされ、現在も有効とされるこの都市公園条例において、南海がみさき公園の遊園地の区域についても借地公園の解除を主張できると考えるのが通常の法的な、また条例の見方に対する解釈だと私は考えます。

そうであるならば、契約書が二つあるわけですけど、この二つの契約書に対する立場が異なっても、また議決をしていないということを町長が主張されたとしても、都市公園法が当然優先される、そして岬町では都市公園条例を議決しているといったことから、南海が無償譲渡についての態度を変える、平たく言うと都市公園、例えば土地を売却してしまうとか、都市公園を廃止してしまうというようなことになったとしてもおかしくないわけなのですね。

ですので、私は南海との間で書面による無償譲渡の確認を速やかに行うように求めているわけでありましてけれども、今、大分長々としゃべりましたけれど、町のお考えがあればお聞きしておきたいと思っております。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 議員のほうから、平成19年の条例の改正のいきさつのご説明をいただきましたが、確かに都市公園法の改正が平成16年ですか、に行われて、それによりまして条例の内容が法令と合わないところがありましたので改正をさせていただいております。

ただ、借地公園の規定は都市公園法の第16条でございますけども、これの規定をこの条例の中に盛り込んだものではございません。

そのほかの関連する項目の内容を改正させていただいたもので、ちょうどみさき公園の大阪ゴルフの問題が出ておった時期でございますので、そのための改正というような捉え方をされたのかと思いますけども、そうではなくて、あくまでもこの平成19年の改正については都市公園法の改正に合わせた内容に準じたものとなっております。

議員おっしゃられるように、都市公園法の第16条の中で管理者が借りた、いわゆる借地公園について借地契約が消滅した場合は、都市公園が廃止ができるという規定でございます。

この点を我々が一番心配しておるところで、今回なせ町が土地所有にこだわっているのかというところの一つの大きな理由でございます。

議員おっしゃられたとおり、相手方がもう契約を更新しないということで、借地契約が結ばなくなると、都市公園自体が存続できるかという問題もございますので、その点を我々は一番懸念して南海に対して土地の譲渡というのを条件として強く求めた点でございます。

その点も踏まえて、我々も南海との協議をずっと続けておりまして、できるだけ早期に合意できるよというところで努力をさせていただいております。

ただ何もなくて、例えば今のあるまをそのまま町が引き受けるということであれば、恐らく速やかに合意ができるかと思えます。

しかし、そうすると、いわゆる動物の問題とか、それから施設の撤去の問題とか、そういうのは全部町に責任が及ぶこととなりますので、そうすると、それはそれでまた町の負担になってまいります。

ですので、町の負担ができるだけ少なく、お互いが合意できる合意点を見つけるように協議を続けさせていただいているということで、できるだけ我々としても速やかに合意書を巻けるようにしたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 頑張っていたいただいていることは改めてよくわかりました。

私が言っている危険性については共有していただけていると思うのですが、であるから、条

件面の協議については「ただし」ということで、ただし書きをつけてでも土地の無償譲渡については早く約束を確実な形で取りつけておくべきではないのかと考えているものであります。

担当としても、非常に苦慮もされ、努力もされ、頑張っていることと思いますので、引き続きその努力を続けていただくよりほかありませんけれども、土地の無償譲渡が実現できるように引き続き尽力いただきたいと思います。

それで、今、西部長がお答えになった都市公園法の第16条にかかわる事柄については、岬町の都市公園条例には反映していないとおっしゃったのですが、私は法律の専門家でも何でもなし、条例を作ったこともない人なのでわかりませんが、私は何と云うか、アマチュアの立場から条例を見る限り、私はそうは見えません。

と言いますのは、岬町が定めている都市公園条例の中で、届け出という事柄があるのですが、第9条の中で。

この中では、都市公園の管理または都市公園の占用を廃止したときとか、都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、または抵当権を設定し、もしくは移転したときと、いろんな条件があるのですが、それは申し入れをしたらそれによろしいよというように書いてあるように見えるのですよ。

それからもう1カ所、第13条の第2号に、都市公園の区域の変更及び廃止という項目があって、町長は都市公園の区域を変更し、または都市公園を廃止するときは、その旨並びに当該都市公園の名称、位置、変更または廃止に係る区域を公示しなければならない。

もし話し合いで残念なことになったら、公示さえすればできてしまうのかとも見まがうような中身なのです。

こういった中身については、私はこの上位に当たる都市公園法から来ているのではないかなと推測をして見ているわけなのです。

ですので、いつ相手の気が変わらないかわからないという状況にあることは間違いないと思いますので、やはり、結婚しようと思ったときに、はやく結婚しておいたほうがよろしいでしょう。いろいろ迷わないうちにお約束を確実な形でいただきたいなということを改めて求めたいと思います。

残り時間が短いので、次に行きたいと思います。

閉園準備の問題なのですけれども、既存の施設の扱いや動物たちの受け入れ、受け入れというか受け入れてもらう先の見通しについて、さまざま協議を進めていると思うのですが、私たちがこれまで聞いてきた以上のことがあるとするならば、この場でお聞きしたいと思うのです。

9月議会のときに松尾議員の質問への答弁でもありました。

それから、町長は繰り返し出入り業者や従業員の雇用について不利益が及ばないように配慮してほしいと南海に求めているということもお聞きしてきました。

これまで聞いてきた以上の何か確認された点があるのであればお聞きしたいと思います。なければ時間がないからいいですけど、ありますか。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほどの協議方針というか、進め方の中でも答弁させていただきましたけども、公園事業者、出入り業者、それから動物については南海が責任を持って対応するという約束でございまして、南海が今順次協議を進めていると聞いておりますけども、具体的な進捗については詳しくは伺っていないところでございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 西部長、その答えだったら別に出てきてくれなくてもよかったのよ。

この点については、従業員の雇用だとか、あと動物愛護といった観点からも不利益が生じないように、引き続き岬町から強く申し入れていただきたいと求めておきたいと思います。

この事柄について最後に申し上げたいのは、みさき公園って本当にみんなのみさき公園なのですよね。それは、私は改めてこの間、痛感しています。

このみんなのみさき公園を、住民やまた存続を願う方々の声を反映させて、より親しまれ、多くの方々にお越しいただける都市公園として発展させることを改めて求めるものであります。

その際に一言申し添えておきたいと思いますが、現在の都市公園法においては、2017年、平成19年にまた一部改定が行われているのですね。

それで、その中で都市公園の中に保育所なんかの設置もできることになっているのですよ。

これは、待機児童で安倍政権が困って苦肉の策と私は見えていますけれど、ただ、こういった緩和も、地方においては賢く利用するべきところは利用して、今後の運営について考えていただきたいと思います。

なぜ、こういうことを言ったかという、12月1日に行われた庁舎整備検討委員会ではそろそろ答申が最終版まとめられるという時期となっておりますが、庁舎の建て替えの場所について、条件を整えばみさき公園の駅周辺が望ましいといった意見が出されておりました。このことも一言申し添えていて、住民の声をより広く聞いて反映させて、より親しまれる都市公園として一層発展させるよう求めて、このみさき公園の存続についての質問は終わります。

残り時間がありましたけど、防災対策について簡潔にお尋ねしたいと思います。

災害の発生時に、迅速に正確な情報を確実に伝達する手段として、FM放送の導入について検討を求めたことがございました。

その調査の結果を確認すると同時に、戸別受信機の導入の検討が必要ではないかと考えるものでありますが、いかがかお尋ねしておきたいと思います。

○奥野 学議長 危機管理監、竹下雅樹君。

○竹下危機管理監 答えいたします。

道の駅みさきのサテライトスタジオから放送されておりますFM放送、愛称バナナFMを運営する特定非営利法人FM和歌山に問い合わせをいたしました。

まず、本町でバナナFM放送を聞くことができるのか聞いたところ、道の駅からインターネット回線を通して和歌山市の放送局まで音声を送信した上で電波を発信しているのですが、基本的には岬町では聞くことができない。

また、本町で聞こえるようにはどうしたらいいのかお尋ねしたところ、和歌山県境付近にFM和歌山の電波を受信するための電波塔を設置して、その電波を送信機を介して岬町へ発信すれば技術的には可能だと思つと。

しかし、防災情報の発信となりますと、バナナFMでは和歌山市の緊急防災情報を自動受信する緊急告知防災ラジオを購入された家庭に対してお知らせしていることから、岬町の防災情報を自動的に受信して同様にお知らせすることとなると、和歌山市民に岬町の防災情報が送信されると。逆に、和歌山市の防災情報を岬町民が聞くということになるので、情報の混乱を招くことが予測されるので、それはできませんと。

また、和歌山市の防災行政無線では、基本的に防災情報以外のイベント情報等は放送しておりませんので、岬町の情報等の放送もできないということでありました。

よりまして、残念ながらバナナFMを介して本町の行政情報等を放送することは大変難しく、もしFM放送を岬町で実施するには、独自にコミュニティFM局を設立する必要があると。

しかし、それにはスタジオ、放送機材、送信機、それから電波塔など、建設費用等莫大な経費がかかります。

さらに、NPO法人や第三セクターなどの会社を設立して放送局を運営していくためには、人件費などランニングコストもかなりの高額になるというところまでございまして、FM放送の導入につきましては現実的ではないと考えております。

また、戸別受信機の検討でございまして、まず戸別受信機の設置状況を全国的に見ますと、消防庁の調査におきまして、平成29年3月末現在1,741市町村のうち、防災行政無線を整備

しているのは1, 459市町村で、そのうち戸別受信機を配備しているのが1, 246市町村です。

内訳は、全戸配備が538市町村、一部配備が708市町村となっております。

また、その配備先としましては、役場、避難所、保育所、社会福祉施設、自治会等の施設の順に多くなっております。

大阪府下では、太子町が希望者に対し戸別受信機の無償貸与を実施しております。

岸和田市以南の近隣市町では、避難所や民間福祉施設等には配備しておりますが、各家庭への配備はされてない状況でございます。

戸別受信機のメリットとしましては、天候に左右されず屋内で情報を受けられること、停電でも電波を受信できれば乾電池を用いて情報を受けられること、自動録音機能により聞けなかった場合でも後で情報を受けられることが挙げられます。

ただし、一方でデメリット、課題としまして1番は、1台あたりの価格が高価であること。また、電波の受信環境によっては屋外アンテナの設置が必要なことなどが挙げられます。

そのため、総務省では戸別受信機の普及促進を図るため、あり方検討会を設置し、戸別受信機の標準的モデル案を作成し、開発メーカーと話し合い、受信機の量産化、低廉化を促進しております。

本町におきましても、高齢者を初め、より多くの住民や来訪者等に確実に情報を届けるため、防災行政無線のデジタル化を進める一方で、戸別受信機の配備については受信機の量産化、低廉化や国の財政措置等の状況も見定めながら検討してまいりたいと考えております。

また、ケーブルテレビジェイコムやスカイネットサービス等の通信関連事業者においては、視聴者や利用者に対して比較的安価な基本工事費や利用料金で防災行政無線をテレビやスマートフォン等と連動して受信できる防災情報サービスを開始しております。

それを活用している自治体や導入を検討されている自治体もあると聞いておりますので、戸別受信機と合わせて、これらのサービス等多様な情報伝達方法の活用、導入あるいは加入促進、支援策等について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 中原 晶君、あと1分20秒です。

○中原 晶議員 残念ながら家永部長の出番はありません。

さっきのサウンディング型の市場調査については、岬町のホームページでも見れますから、ご関心のある方はぜひご覧いただきたいと思っております。

今の災害対策について、FM放送の導入については技術面も当然ながら、財政面で非常に困難

だということはよく理解ができました。

そうなる、戸別受信機の設置を検討していく段階であろうと思いますので、国の補助金も活用する中で戸別受信機の導入を本格的にご検討いただきたいと要望を申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○奥野 学議長 中原 晶君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩します。

再開は15時15分からとします。

(午後 2時55分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それでは、一般質問を始めたいと思います。まずは、学校給食の栄養価不足についてです。

8月に行われた学校給食審議会にて、給食センターから岬町PTAへ現在の岬町の給食の栄養価が文部科学省の定める基準を下回っているということが報告されたと私は聞きました。

学校給食といえば、子どもたちの心身の健全な発達に資するものであり、子どもたちの食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものでございます。

特に育ち盛りの小学校、中学生の給食は、子どもたちの成長に多大な影響を及ぼすもので、今の家庭での食育のあり方の多様化を考えると、より一層その重要性が増しているように思います。

まずは町の学校給食で摂取すべき栄養価が現在不足しているということを知りましたが、その内容について説明をいただきたいなと思います。お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

岬町学校給食運営審議会につきましては、岬町学校給食条例第6条におきまして、学校給食の運営を適正かつ円滑に行うために設置すると定められており、運営審議会は学校給食の実施につ

いて必要な事項を調査審議し、委員会に助言するということになっております。

委員につきましては、委員会が委嘱または任命すると定められておりまして、学識経験者、幼稚園、小学校及び中学校の保護者代表、幼稚園、小学校及び中学校の教職員代表、その他教育委員会が必要と認める者の10名で構成されております。

本年8月24日に開催されました審議会におきまして、岬町の学校給食の現状と課題という案件の中で、学校給食における栄養管理という項目で説明させていただきました。

内容としましては、本町の学校給食につきましては、平成20年度以降、給食費を据え置き、献立作成の中でいろいろな工夫、努力を行ってまいりましたが、平成30年8月に文部科学省におきまして学校給食摂取基準が改正され、エネルギーやカルシウムの基準値が増加し、これまでどおりの給食を運営していくことは現状において難しくなっていること。

また、栄養価を満たすためには給食費を上乗せする必要があることなどを説明させていただき、委員の皆様にご理解をさせていただいたところであります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、澤次長から、どのようなことが給食審議会でご説明されたかがわかりました。

そして、給食費を上乗せしないと栄養価を国の基準に満たせない今の現状であることも、先ほどの説明でわかりました。

過去に消費税が3%から5%、そして5%から8%へと増税されてきましたが、給食費の改定を行っていないと聞きました。

では、今までどのような対応を行ってきたのですか、お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたが、平成20年度以降、給食費を据え置いてきております。

過去の消費税増税におきましても給食費の改定をすることなく、保護者の皆様の負担も求めずに限られた予算の範囲の中で献立作成等の工夫、努力によりまして安心安全な学校給食を提供してきたところであります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、限られた予算の範囲内で献立作成等の工夫や努力をされて、何とか安全で安心な学校給食をと、給食センターは知恵と努力で何とか頑張ってきたということが言われました。

しかし、昨年8月に文科省から学校給食摂取基準というのが改正されたことにより、現状のままではエネルギーやカルシウムなどがどうしても満たすことができないから、給食センターの栄養士さんから苦肉の策で審議会の委員に説明されたとのことですね。

実は、今日のこの給食の栄養価不足の質問について、PTAの方々から私に、この問題を聞いてほしいと、一体どうなっているのと。行政の対応はどうなっているのかというのを相談してくださったので、今日議題に挙げたわけです。

先ほど説明いただいたことですが、審議会に出席された方から私も聞いていまして、給食センターの栄養士さんが、そのとき、実に切実に訴えられていたということですね。

審議会委員の皆さんは、それなら仕方がないねとおおむね理解されていたようですが、委員さんからの質問で、その場で足りていない具体的な金額なども話されていたと聞いていますし、そのほか、この件でいろんな意見が出されたので、その委員長から、また給食審議会を解散しましょうということをしたというのも聞いております。

今日は12月3日です。あれから3カ月と少しが経過しておりますが、これとても大事なことに、それ以降、行政からアクションも説明もないというので、私のところへ相談に来ていただいたわけです。

昨年8月の国の基準改定から少なくとも今まで、栄養価が足りていない状態が続いていたこととなりますが、行政として、それを問題として取り上げなかったのか。そして、その改善策を話し合うことはなかったのでしょうか。

どうして1年後の今年の給食審議会での説明になったのか、それはなぜですか。対応が遅くないですかね、お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

昨年8月に基準が改正されたところでもありますけれども、その時点ではもう既にその年の10月までの献立等の策定が終わっておりまして、改正後の新しい基準に照らし合わせますと基準を満たしていないということが判明したところでもあります。

その後、献立の見直しを行うとともに他市町の動向の調査をすることに少し時間を要したことから、今年の8月の審議会に諮ったところでもあります。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私は、これを問題と考えていまして、その問題を何とかしようという姿勢があれば、今の状況、やられている状況でも、例えば再度審議会を開くだったりとか、審議会で決めら

れない場合は臨時で各種委員会を開くなどもできたのと違うのかな、要は説明ですよ。

また、次年度の予算とか、そういう関係もあったかもしれません。そういうときも、常に最近では毎回議会で上程されている補正予算という手もありましたね。

私からすると、これは早急に解決する問題ではないのかなと思って仕方ないのですね。

昨年度、私は小学校と中学校の給食試食会というのに参加させていただきまして、実際に給食をいただきました。品数は確かに少ないなと思いましたけれども、とてもおいしく味つけはされていますし、その中で給食センターの皆さんは本当に少ない予算でよく頑張っているなと感じていたところだったので、この栄養価不足の件の相談を受けて、実のところを伺いに、給食センターへ私、話をしに行きました。

給食センターでは、先ほど私が言ったように、随分前からこの予算で栄養価を満たすのはとてもしんどかったとおっしゃっていたのですね。

そして、以前から給食審議会の委員さんからも一品少ないのではないかなど、もう少し給食を充実してほしいという要望の声が上がっていたそうですね。

それを受けて、ほかの自治体の給食なども調べたりして、給食を充実していく方向で給食費の値上げを行政内部でも打診していたということもお聞きできました。

それが5年ほど前から懸案事項として挙げていたとのことですが、でも給食費は上がらなかった。なぜ今まで上がらなかったのか。

行政関係者はその現場の状況を本当に理解されていたのかなと私は思うのですが、5年前からというと、ちょうど消費税が段階的に上がっていたところですが、しかし、給食費は据え置かれたままで、では、どうしてやりくりしてこられたのですかと聞いたのですが、予算の中で何とかやりくりしないといけないので、食材のランクを下げるとか、安価な食材に切りかえてやりくりしていくほかなかったというのです。それはそうなると思うのですよ。普通に考えればね。

でも、それを保護者が聞いたら、皆さんどう思うと思われ、その説明がない中でね。そんなことになっていたとは保護者の皆さんは思ってもおられませんし、私も全く知りませんでしたのでね。

その経緯を私は相談者に伝えました。やはり、返ってくる答えは、これはひどい話だなという話ですわ。

それともう一つ、今日は坂原議員も少し言われたことですが、給食審議会の委員の質問の中には、給食センターを統合してはという話も出されていたと聞いているのですね。その方も、随分前から声を聞いているのですね。

その方も、随分前から声を出されているようですが、一向に変わらないし、その後、なぜ変えないのか、できないのかの説明すらないと。

給食の充実などの声もそうですけれども、何も変えようとしなければ、この審議会に出席する意味ないやんと、次からもう出ないよと、ちょっと声を荒げて言われていたとも聞いています。私もそう思いますよね。

何のために、誰のために、忙しい中、出席されて会議をしているのか。岬町の、ひいては日本の未来を担う私たち大切な子どもたちのためだからですよね。そこが抜けてないかなと私は言いたいのです。

大人の事情のためではないはずなのですよ、これって。何か問題が発生すればもちろんですけども、意見が出たことについても、その事後対応や説明はすべきと思うのです。

今後はそのようなことが二度とないよう、私から切にお願いしたいと思います。

話を戻します。学校給食の摂取基準の改正に伴って、岬町以外の自治体も対応が進んでいるとは思いますが、他市町の給食費の改定状況はどのようなものでしょうか、教えてください。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

他市町の給食費の改定状況ですけれども、岸和田市以南の市町では、泉南市が平成30年9月に、熊取町は令和元年4月に改定済みであると聞いております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 では、実際に改定後は幾らになったのでしょうか。

近隣の、例えば泉南市、阪南市、熊取町は幾らと把握されておりますか。把握されていたら結構です、お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 質問にお答えさせていただきます。

改定された泉南市と熊取町の給食費ですけれども、泉南市につきましては、低学年が230円、中学年は236円、高学年242円。中学生は290円となっております。

熊取町につきましては、低学年は225円、中学年は235円、高学年は245円。中学生は265円となっております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 それでは、岬町としてこの栄養価不足の問題ですが、どのように考えておられますか。

保護者負担を求めるのでしょうか。仮に求めるなら、いかほど今の時点で考えておられるか、お答えください。お願いします。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法に規定されております。

法の規定におきましては、食材費は保護者負担、施設整備費や修繕費、人件費につきましては設置者が負担するとされております。

栄養価の改善を図るためには一定の費用が必要となります。本町におきましては、これまで使用料等の受益者負担については超過税率を適用している状況にあることなどから、行財政改革を推進することで新たな住民負担を抑制した経緯もありますが、子どもの健康や成長にかかわる重要な問題でもあることから、必要な費用の保護者負担については理解を求めてまいりたいと考えております。

改定後の額につきましては、改定された市町村または未改定の市町の金額も参考にして検討してまいりたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 必要な費用の保護者負担について理解を求めるということをいただきました、今言われましたが、先ほど来から申し上げているように、行政からの説明がなさすぎるというのがPTAの方から相談を受けて私は今日臨んでいるわけです。

PTAの皆様だけでなく、全てのこれ保護者に対して、きちんとした説明会などを理解されるまで開催すべきだと考えるのですが、説明会は開催されますか。

また一方で、根本の問題である、基準を満たした学校給食の実施はいつからされるのですか。お答えください。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 松尾議員のご質問にお答えをいたします。

まずは早急にPTA会議の機会を通じて現在の状況についてまずご理解をいただきたいと考えてございます。

そして、その理解をお願いした上で、新年度から栄養基準を満たした学校給食を提供することができるよう準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、PTAでご理解をいただきたいということが述べられましたけれども、

これ、私も経験ありますけども、PTAに言ったところで、PTAはまだ一部なのですよ、保護者のね。

そこで、PTAとしても皆さんに報告するしかないのですけれども、報告した先っていうのは保護者ですよ。

でも、保護者からいただく意見ってPTAは受け入れられないと思うのです、その説明責任に対して果たせられないと思うのですよ。

やはり、そこはしっかりとその双方向での受け答えというのは行政がしっかりすべきだと思うのですよ、PTAだけではなくてね。

やはり保護者全体に説明責任がいると思うのです、私はね。これはPTAにとって荷が重いと思いますよ、その辺いかがですか。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに、PTA会議を通じてこの案件についてご説明をし、ご理解を得ていきたいと思えます。

その後、保護者全体で説明するとなりますと、そこで意見が出た場合、意見集約に手間取るということもあって、また一段改定が延びていくということも考えられますので、まずはPTA会議の機会を通じて周知のほうをお願いしたいと考えてございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 PTAからということで、それでもいいのですけれども、PTAから要望があれば、やはり保護者説明会なり検討というか、やってください、PTAから望むのであればお願いしたいと思えます。

遅れるということが報告されましたけれども、これは、では、もっと何で早くしなかったのかという議論になってくると思うのですよ。やはり、そこも責任になってくると思うので、そこはやはり、皆さんが理解された上でのことだと思えます。しっかりお願いしたいと思えます。

それで、新年度では遅くないかということなのですよ。もう既に栄養価不足でずっと来ててということですよ。

新年度まで待たではなく、少なくとも昨年の8月から数えてもう1年7カ月栄養価不足が続行中ですよ。続行中です。

これから、ここからでも4カ月も栄養価不足の給食でそのまま行くのですかということですよ、これ納得されるかなと思うのです、基本的にね。

献立のスケジュールとかもあるかとは思いますが、保護者としては明日からでも栄養価を

満たした給食を子どもに提供してほしいと私は聞いているのですね。

これは認識の違いかもしれません、私と行政との違いね。これは、施策ではなくて、問題と私は捉えて今日は臨んでいます。

給食費の値上げされる料金分、まだわかりませんが、少なくとも、今年度末だけでも町の財源なりで補填して、栄養価を満たした給食を実施すべきではと思うのですよ。その辺、お答えできますか。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 松尾議員のご質問にお答えをいたします。

食材費につきましては、先ほども申しましたように法律で保護者負担と定められていますことや、また、本町の厳しい財政状況を考慮した場合、町の負担、いわゆる税の投入は非常に厳しいものがあると考えてございます。

このことから、保護者の皆様に理解をしていただくとともに、予算措置を講じる必要もあることなどから、新年度から栄養価を満たした給食を提供させていただきたいと考えてございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私は相談者から、相談者はPTAですね、から依頼をされてここに立っています。私の言っていることは全てその方々の願いです。

今日、一般質問でお答えいただいたことは、後でYouTubeなりで見られます。また、説明会等々もされていくということですので、是非、皆さんの意見をきちんと聞いていただきたいと私は思います。

次の問題でも引き続き出てきますけれども、やはり説明がなすすぎる、対応が遅すぎるというのは、やはり皆さん共通で思っています。そこを払拭するためには、やはり、しっかりと問題に向き合って説明責任を果たしていただきたく思いますので、そこはしっかりとお願いしたいと思います。

今後、どちらにせよ国から給食の栄養価はもちろんとか、食育とか地産地消率を上げる努力を一層するよというような通達がされているところではございますが、また一方では、人口減少が激しく、超高齢化に加え、みさき公園問題も先が見えない中、このままでは町の財源の先細りは明らかだと思っております。

その中で、私は以前、今年の6月議会で提案させていただきました。学校給食の地産地消率を上げる取り組みを始めることで、新鮮な食材と豊富な栄養価で子どもたちには充実した生産者の顔がわかる、本当の安心安全な学校給食を提供でき、一方、食材の量が半端なく必要な学校給食

の食材の生産を町内農業や漁業で賄えるような仕組みづくりです、仕組みづくりだけをするだけで、職業としての農業、漁業の復活、活性化が見込める。この一挙両得の学校給食の地産地消の取り組みというのを先進自治体の例にならって、今こそ真剣に考えていかなければいけない時期に来ていると思うのですが、一言お答えいただければなと思います。

○奥野 学議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

過去の一般質問で答弁をさせていただいていると聞いておりますが、学校給食では食材を定められた日に定められた数料を確実に納めていただく必要がまずございます。

それに、今、枠組という話をされましたけども、物資の納入の一部をお願いをしております商工会との協議調整も必要になってくるかなと思っております。

そういった条件を満たしていけるという場合であれば地産地消を推進することも可能というように考えているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 明言は避けられているのかなと思うのですが、ぜひ検討はしていただきたいと思うのです。

やはり、やっていないのに云々というよりは、まずはやっていただいてどうなのかというのは試していただきたいなと思います。

ちょうど新しい教育長になられて、私は本当に変えていけると期待はさせていただいております、実際。

本当に、でも今まで滞っていた問題とかに対して、積極的に前向きに取り組んでいただいて課題解決に向けて、これもやはり子どもたちのためなのですよね、教育行政は。大人の事情ではない、子どものためですよね。

やはり、この町の教育行政をよくしていくためのことをどんどんやっていかないと、周りほとんど進んでいます。遅れをとらないように、環境整備をどんどん推進していただきたいなど、このように思っております。

私は期待しておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、みさき公園の閉園についての町行政のその後の動きや対応についてを出したいと思います。

9月議会でも取り上げましたこの問題、あれから、まずは町行政として何か進捗はあるでしょうか。

先ほど中原議員からも幾つかお話がありましたけれども、サウンディング型市場調査の概要というのは、ちょっともうホームページ等々でごらんいただいたかなと思うのですが、例えば、サウンディング型市場調査の開催した、開催されていると思うのですが、実施状況はどうだったとか、そういうのをお聞きしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

サウンディング型市場調査のこれまでの進捗状況ですが、11月6日に町のホームページに実施要領を公表し、11月18日の事前説明会と現地視察会を実施したところでございます。

なお、この事前説明会及び現地視察会への参加につきましては、今後予定する対話への参加条件ではございません。

その後、12月6日までの期間でサウンディング型市場調査に関する質問をお受けしているところであり、この質問の受付と並行して12月20日までの期間で対話の参加申し込みを受け付けているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 聞くところによると、募集期間がとても短いですね。町のホームページしかオープンにしていないような状況も見受けられます。

これでは、毎日、町のホームページをくまなく隅々まで見ている方でないと見つけられないように思うのですが、これで十分だと思っておりますか、お答えをお願いします。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 質問の参加申し込みの募集期間、これが短いのではないかとということではございますが、今回のサウンディング型市場調査につきましては、本町にとりましては初めて実施するものでございます。

この調査にあたりましては、国土交通省が策定した地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引きを参考にしたものでございます。

議員ご指摘の事前説明会、現地視察会の参加申し込み期間は10日間で短いと思われませんが、その後の対話への参加申し込みにつきましては、期限まで十分な期間を設けております。

さらに事前説明会と現地視察会に申し込みをしていなくても、今後、予定しております対話に参加できることを改めてご説明申し上げますとともに、対話への参加の申し込み及びその後の民間事業者からの提案等を参考に、なるべく早いうちに新たなみさき公園に関する市場性や可能性を判断していきたいと考え、このようなスケジュールとさせていただきますことをご理解い

ただきたいと考えております。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 理由はわかりました。

民間事業者からの提案等を参考にして、みさき公園に関する市場性や可能性を判断したいというのはい定理解、私もできます。

これは、いわばシーズ、これ事業者ができる技術やサービスだと思うのですね、を探る調査だと私は認識をしております。

では一方で、逆にニーズやウオント、これ、消費者がしたいことや求めていること、望んでいることというのは聞かないのでしょうか。

要は、町民や広く町外の方々の声を聞かないのでしょうか。お答えください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 お答えいたします。

現在のところ、みさき公園に関する住民アンケートなどの意向調査は実施しておりませんが、住民の皆様を初め、多くの方々からみさき公園を存続してほしい、みさき公園はどうなってしまおうのですかなどの方が数多くあると承知はしてございます。

本サウンディング調査は、みさき公園の再生のための土地の利活用について白紙の状態で民間事業者の方々のご提案、ご意見を受けようと手続を進めているところです。

調査の目的、内容につきましては市場性の把握、また民間活力の導入の可能性を判断することであり、現時点ではみさき公園の再生、活性化のための大きな方向性を見定めるものと考えております。

このような状況で、本調査の結果を整理、取りまとめる作業の中で、もう少し深く調査が必要となれば、アンケート調査などについて検討する場面もあろうかと思いますが、まずは大きな方向性を見定めていくべく、現在はこの調査を進めているところでございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私ね、サウンディング型市場調査は先ほども言いましたけど、一定は理解しています。ただ、それでは遅いと思うのですよ。

声、一般の方々でひょっとしたら乖離するかもしれないとは思っているのですよね、なぜ聞かないかというので。

私はね、7年前まで私自身はあるメーカーで社員をしておりました。そこで開発研究室という常に新製品を世に生む仕事をずっとしてまいりました。

その仕事をするためには、まずはマーケティングが必須で、どんなものや機能、サービスを世の中は必要としているのか、欲してしているのかを調査します。

私は、よく仕事で展示会などに出展して、常にお客様の声、これってニーズやウオントになるのですね、を聞き集めました。

それが結局、よい商品、サービスの商品づくりへの第一歩なのです。

望まれているものに合わせたものづくりをすればするほど商品が売れるわけですね。これがものづくりの基本中の基本です。

みさき公園の問題でもどうでしょう、一緒だと思いませんか。まずは住民、私がここで言う住民というのは町内外問わず必要とされている声を聞くことではないのですかということです。それが一番大事ではないですか。

ノウハウやアイデアの提案を蓄積するサウンディング型市場調査は、それとは真逆のことですね。別に否定しているわけではありません。

できる自慢の技術やサービス、これ強いて言うのですが、を蓄積、実施したとしても、それがこの時代に必要とされていない、欲していなければ売れないわけですね。

公園で言いかえれば、時代にミスマッチしたサービスとなり、お客様が来なくなる、はやらない公園となる可能性もあるわけですね。

同じように実施したらどうかと私は思っているのです、声を聞いたほうがいいのと違うかと言っているわけです。

私はこの問題、岬町の一番大きな事件のはずなのに、住民さんからの反応があまりにないことに疑問を持って、私、広報紙をつくりました。

議会で明らかになったことをそのまま記事にして、私の疑問を添えました。そして、私が一番したかったことは、住民さんの声を聞くことなのですね。

以下、二つのことを行っています、今も行っています。

一つは、みさき公園の閉園についてのアンケートを実施、今も継続受け付けをしております。どれだけ集まったと思われますか。

まだ始めて15日ほどですけれども、250件ぐらい来ているのですね。今も1日あたり10件前後増え続けております。

もう一つは、議会報告会を開催しました。先日は、たんのわ海浜会館で行いましたが、60人ほど参加をいただき、たくさん声を聞くことができました。

後日、深日会館と文化センターでも開催予定ですが、今日は少しその声を披露したいと

思うのですね。

厳しめの意見が正直多いです。心づもりしてちょっと聞いていただきたいと思うのですが、まずは、インターネットアンケートの結果から。設問は、私、設問しております。

公園を存続してほしいか、それとも閉園でいいのかということですね。

2番、閉園に至るまでの町行政と南海電鉄とのやりとりや経緯を知っていましたかということですね、はい、いいえです。

3番、閉園の経緯について、町行政の対応は適切だと思いますか。はい、いいえですね。どちらともいえないということもつけています。

4番、遊園地がいいか、それとも自然公園がいいか。

5番、どんな公園になればよいと思いますか、設問、これは自由回答です。

最後、これも自由回答、自由なご意見をくださいというもので、今現在も実施中なので、11月29日までの集計ですが、ちょっと披露したいと思います。

アンケート結果についてということで、2019年11月16日から29日までの回答数で176件を集計しました。

存続希望か閉園でよいかというので、存続が97%。3%閉園でいいと答えられています、これ後で補足します。

経緯を知っていますかということです。はいは37%、いいえが63%ですね。

町の対応は適切と思うか、いいえが51%、どちらともいえないが38%。はいが11%です。これ、今、補足しますけども、これは説明がないからどちらともいえないというのが圧倒的に多かったのが38%ですね。

4、今後のみさき公園は遊園地がいい人は73%、自然公園がいいよという人は、どっちやったかな、どちらでもないが16%ということですね。

閉園でよいと答えた方、私、補足で言いますと言いましたけども、意見は、閉園はさみしいからもっと活性化する事業を考えるべきといった意見や、時代の流れだから仕方がない、自然公園併設の新庁舎などはどうかという意見。

存続してほしい気持ちはあるのだが、入園者減少、伸び悩みであれば仕方がない、皆、仕方がないということですよ。閉園を望んでない。

みさき公園を続けてほしいという気持ちは、閉園と考えている方もほとんどです。

どんな公園にしてほしいかというのをちょっと言います。

今のみさき公園のスタイルを崩さないでほしい、これは一番多いです、16件。

これでも、いろんなこと言われている方の中で、おおむねこれだけというのをピックアップしています。

グランピング施設の導入というのもあります、これ12件ありますね。

全世代、外国人が楽しめるという、今の公園の運営にさらに追加してそういうのを追加したらいいのではないかっていうのは12件あります。

子どもと動物のふれあいの場にする、動物園は残すというのは8件ございます。

ほか、自由なご意見では、みさき公園での思い出というのがかなり多く述べられています、しかも長文で。結構多かったです。

子どもを連れていける公園、みさき公園のいいところをもっと周知すべきということとか、クラウドファンディングなども工夫をしてはというのもあります。

みさき公園、町や住民が一緒になってもっとアピールできるような環境になればいいなというような意見があります。

本当に書き切れません。今もまだアンケートは続いております。

いずれか、これは集計して出すべきところに出していきたいなと思うのですが。

そして、私、先日行った報告会等の声も少し披露しておきたいと思います。

まずもって、誰一人として一旦閉めることも含めて閉園は望んでおりません。

町民が置いてきぼり、説明責任が果たされていない、住民の声を聞かないのはおかしいという声や、自然公園は里海公園があるからもう要らない。土地に固執せず、民間の力をもっと借りるべきだという意見もありました。

USJとみさき公園はすみ分けができているのだから、もっとみさき公園の良いところをもっと伸ばすべきだという意見があります。

手を挙げた後継事業者と再交渉すべきという意見もございました。

この日も紙で同じアンケートを配り、参加者に返信をいただきました。アンケート結果は32件返信をいただきまして、公園の存続希望かどうかは2人の無回答以外は30件全員希望です。

閉園の経緯は27件が知らなかったよ、そんなことと。4件が知っていたと回答しました。

行政の対応は適切かについては、23件が、いや、これはあかんやろに丸をされています。7件がどちらとも言えない。1件は「はい」でした。26件が、遊園地がいいと回答しております。

アンケートのどんな公園を望むかや、自由欄を披露したいなと思います。

これが実際のアンケートいただいた紙ですね、たくさんありますね。ちょっと披露します。

これまでどおりのみさき公園を残してほしい。大阪市内の在住です、これ大阪市内からわざわざ

ざこの報告会に駆けつけていただいております。

青空の見える、空気がおいしい、深呼吸ができて、癒しのある公園を絶対に残してください。動物も大切にしてください。これは私もお話聞きましたが、目に涙を浮かべて訴えていただきました。これは伝えたいなと思った1件です。

また、近くに里海公園があるので、自然公園より今のままで続けてほしいです。やり方を変えればまだまだ集客もできると思うのですということですね。

あと、自由なご意見で、ちょっと辛辣ですが、町長の独断で住民も知らない間に南海が閉園で動いているのにびっくりです。ネットでも岬町はどうなっているのだと問題になっていますという意見もあります。

あとは、もっと多くの情報を町民に発信してほしい。シンプルに今のままでいいという方もいらっしゃると思います。

また、グランピングやほかの遊び場を併設で運営してほしいなという声もあります。ピンチをチャンスと考え、これ以上、町内に荒れた土地を増やさないことを望みます。

閉園すると発電所の二の舞です。エキスポシティやりんくうを見習って活性化してほしいですという意見があります。

町や町長の対応はどうか、町は条件を出すのではなく応援するべきだという意見があります。

若い人の意見をもっとたくさん聞いてほしいという意見があります。

町民集会をもっと開いてほしい。町は説明責任を果たしていない。

駅前の広い駐車場、条件でつけていましたね。岬町は何をするつもりかという意見があります。歩み寄りが町のほうが少ないという意見。これもグランピングですね。

町の出す条件が厳しすぎる。私たち町民意見にも耳を傾けてというように答えております。

子どもたちから大人までたくさんの方が喜ぶ公園にしていきたい。

たくさん、短い時間ですけども文章にさせていただいております。

私は、集まったこの貴重なアンケートを私だけのものにせず、特定の個人を誹謗中傷しているコメント部分だけは除くようにして、全て、どなたでも見える形にしていきたいと考えています。

今のところ、近々、私の公式ホームページで、その中で特設ページをつくって、そこで誰でもが自由に閲覧できるようにしようと考えております。これ、全部匿名ですから、ぜひ皆さんご覧いただければなと思います。

このように、私は皆さんの声を聞く努力をしています。それはなぜか、住民さんから信託を受けて仕事をさせていただいているからです。

しかしながら、私は町行政の執行権者ではありません、チェック機関です。そして、議員は皆さんの声を行政に届けることしかできません。

本来は、執行権者である町行政がこれをやらないといけないはずですよ。それをなぜしないのか。

厳しいことを言います。どこを向いて仕事しているのか、誰の利益のために仕事をしているのか。住民サービスが仕事ではないのですか、そういう意見もありますよ。そこが置き去りになっていないですか。

先ほども意見ありました。先ほどの学校給食の栄養価不足の問題も提起した住民の声を聞かない、説明責任を果たさないのもしかりです。

厳しいことを言っていますが、私が言っているのは、全てこれ住民さんの声を代弁しているだけです。これを受けてどう思いますか。

声を聞いたり、説明責任を果たそうとは思わないですか、お答えください。

○奥野 学議長 都市整備部長、家永 淳君。

○家永都市整備部長 今回の松尾議員のご質問の趣旨ですけれども、その説明責任といいますのは、我々、私の立場での回答になりますけれども、今、進めているサウンディング型市場調査ということで、立場でお話しさせてもらいますと、先ほども申しましたように、基本的な市場性、これの把握調査ということで、それはイコール、ニーズ、広くもっと大きな意味合いになるかなと思いますけれども、どういうことができるかということのニーズを探る。それを民間事業者の方からご意見なりご提案をいただくという形で我々は進めているところでございます。

そこにつきましては、今回初めてというところもございますので、どのような流れになるかというのははっきりと想像はできませんけれども、基本的には参加いただいた方からお話を1対1で聞くという形をとりますので、有効なご意見があれば活用できるのかなと。

それは、つまり我々もみさき公園をこのままの状態でもししないというような形にはできませんので、我々も同じ気持ちです。

そういう意味から、こういう手法が今の行政では広く採用されているということもございまして、時間がないこともございましたが、我々としてはこの調査を今進めているというところでもございますので、先ほどの説明どおりに、まだもう少し結論を出すのに時間がございまして、もう少しこのままで進めていきたいと考えます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私、先ほども述べましたけれども、これ、FacebookとかSNSで広く意見求めているのですよ。今日の、多分YouTubeもアップされたら、かなりの閲覧回数になると思います。

ただ、それで町行政の対応はそれでいいかということをもう一度よく考えていただきたいなど、私はそのほうがいいかなと思いますよ。

話を変えます、時間がありません。

9月以降の南海電鉄との協議進捗状況はいかがでしょうか。お願いします。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今回の質問の前に、公園継続の件での住民説明のやりとりというお話もありましたので、そこもちょっとふれさせていただけたらと思うのですが、我々も公園第一、公園の存続が第一というのは認識しているところでございまして、今の公園をできたら残したいという思いは同じでございます。

ただ、いかんせん、南海の撤退の表明、そして後継事業者が見つからない中でそれが実現できないという状況になっているというところでございますので、行政も決して公園を廃止ということで南海と協議してきたものではございませんので、その点をご理解いただければと思います。

それと、住民への説明が足りないのではないかとございますが、今回のアンケートについては住民の方か、それとも町外の方かというのはちょっとよくわからないところはあるのですが、町内につきましては、今回のタウンミーティングの中でみさき公園の閉園についてということで各戸配布をさせていただいて、町内15カ所でタウンミーティングのほうで状況の説明をさせていただいて、住民の方からご意見を伺うように心がけをさせていただいたところでございます。

また、11月号の岬だよりにおきまして、これまでの経過を詳細に説明させていただいたところでございます。

ただ、町外の方への説明ができていないかという、そこはできていないというのは事実かなと思いますので、今回いただいた意見が町内の方か町外の方かというのはあるかと思うのですが、みさき公園については確におっしゃられるように、住民だけのものではないと、泉州地域を代表する公園ということは認識しておりますが、閉園に至る経緯というのは南海が原因で発生しておりますので、本来であれば、南海がなぜ閉園に至ったかという説明を十分果たしていただく必要があるのではないかなというところは考えているところでございます。

そして、ご質問いただきました9月以降の協議の進捗というところでございますが、これについては中原議員の答弁とも重複するところでございますけども、7月末に後継者が見つからないということで、南海からは閉園に向けた準備を進めるという通知を受けたところでございます。

ただ、町のほうでは閉園という一方的な作業だけでなく、引き続いて後継事業者を探してほしい、門戸は閉めないでほしいというお願いをさせていただいて、それ以降も、ところどころの問い合わせはあると聞いておりますけども、ただ後継事業者につながるようなお話ではないという事は聞いております。

南海のほうでは、閉園準備ということで公園事業者への説明や相談、それから動物の受け入れ先の確保。それから、出入り事業者への説明、相談などの手続を進めているということは聞いておりますが、個々具体的内容につきましては、この件については南海の責任において行うという協議の方向でございますので、我々としては個々の中に立ち入ってはおりません。

また、町では、公園を引き継ぐ場合に必要となる施設の確認とか、それから撤去内容について南海との協議を進めておまして、先ほども話にありました土地の譲渡の件も含めて、3月末の撤退に向けて基本協定を早期に締結できるよう南海との協議を進めているという状況でございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 西部長、私が伝えたいのはタウンミーティングで伝えられたことと、今、9月議会で報告されたときって大分タイムラグがあるはずですよ、そのときに大分動いているはずですよ。

例えば、町の8,000万円の要求だったりとか、みさき公園の駐車場のことだったりとか、それを皆さんおかしくないって、この条件ってというのが多いのです。これ、私の意見ではない、多かったです。

その辺の説明責任ができてないやんという意見だったので、理解いただきたいと思います。

時間ありません。1点だけ聞きたいです。

土地が無償譲渡ということでおっしゃっています。そこで、私も中原議員と同じ立場で、これ、本当に無償譲渡になるのと思うのです。

これ、有償譲渡になる場合もまだ否めないではないですか。町行政として、土地をもし有償譲渡になった場合の話をします。

買うつもりなのか、買えるのか。買えなかったら、今後どうするのかというのと。あと施設についてもそれをお答えいただきたいのと。

あと、南海へ求めていることは、例えば土地のこと、無償譲渡です。お願いしますって言っています。

ただ、南海の中で、はい、わかりました、そこで決断できるはずないと思うのですよ、私はね、どのようなプロセスで南海は社内で意思決定されて、それが承認ですね。例えば、取締役会や株主総会とかいろいろあると思うのですよ、大きな企業であるからね。その辺のプロセスをどう踏まれるのか、また、結果いつ知らされるのかというのを教えてください。

○奥野 学議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 時間ないのに、また余計なこと言って申し訳ないのですが、なぜか8,000万円というのがものすごくひとり歩きしておりますので、そこはちょっとご理解いただきたいのですが、9月の議会の中でも、みさき公園の運営にあたって、今後、協議を進めていく上で町から要望する主な項目ということで、6項目を南海に対して提示はさせていただいております。

公園使用料については、南海に対しては岬町の行政財産の使用料の徴収条例の規定により算出した額ということで協議には実際応じますよという示し方をしております、南海にはその条例に算出した額は幾らかということで試算すると大体8,000万円程度になりますというお話をさせていただきましたけども、具体的には相手との今後の協議になりますというお話をさせていただいております。

南海にも確認しましたが、相手方にはそういう言い方をしているということで、最初から8,000万円ありきという話ではないということで、その点はちょっとご理解をさせていただきたいなと思います。

6項目というのは、決して絶対条件ではなくて、今後、我々が後継事業者となった相手方との協議する項目としてはこういう項目ありますということを示したものでありまして、それが何か絶対条件ということで広がっているので大きな誤解を生んでいるのかなということで、その点、私の説明が悪かったところもあるかと思うのですが、その点をご理解をいただけたらと思います。

それと、土地の件につきましては、我々としては無償譲渡での協議を進めておりまして、有償での譲渡というのは協議しておりません。

ただ、我々の今の財政状況から考えまして、あそこの土地を有償で購入するというのも無理であるとは考えております。

それと、南海での手続ということになるのですが、先ほどから合意書の件のお話がありますが、合意書に判を押すということは、社としても決定するという最終決定になりますので、

当然、そこには社長の一存ということではなくて、会社でありますので、取締役会という中で承認をいただいて押印いただいたら合意形成ができるということになります。

ただ、その内容については中原議員との答弁にも重複しますが、トータルの今、施設の状況も含めて協議をしているということでご理解いただけたらと思います。

○奥野 学議長 松尾 匡君。53秒で片付けてください。

○松尾 匡議員 やはり、対話なのです。我々でも誤解しています、そこは。

今でもわからない部分がありますよ。みんなが多分わかっていないと思います。

やはり、説明が少ないのです。議論する場も少ない。だからこそ、私は町民にも説明する責任があると思ってこれを出したわけです。

でも、それが、またニュアンスが変わってきたら、またやり直さなアカン。

だから、対話を私は求めているわけです。

ちょっと、今回の私の一般質問、2点やらせてもらいましたけども、やはり、皆さんが言われるのは、町が責任を果たせてないのと違うかというのが今回の共通のテーマです。

そこをもう少しご理解いただきたいと私は思いまして、この一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○奥野 学議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は明日12月4日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。ご苦労様でした。

(午後 4時15分 散会)

以上の記録が本町議会第4回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年12月3日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 辻 下 正 純

議 員 小 川 日出夫